

河南町第6期障がい福祉計画

・

第2期障がい児福祉計画



河南町のカナちゃん

令和3(2021)年3月

河南町



目次

第1章 計画策定にあたって	
1. 計画策定の目的	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 計画の期間	2
4. 計画策定の体制	2
第2章 河南町を取り巻く現状	
1. 人口世帯等の現状	3
2. 手帳所持者の状況	4
3. アンケート調査	9
4. 第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画の成果目標・ 成果指標(見込量)の評価	18
第3章 計画の基本的な考え方	
1. 基本理念	37
2. 基本方針	37
3. 障がい福祉サービス等の提供体制に関する基本的な考え方	39
第4章 第6期障がい福祉計画	
1. 成果目標	43
2. 成果指標(見込量)	49
第5章 第2期障がい児福祉計画	
1. 成果目標	63
2. 成果指標(見込量)	65
第6章 計画の推進体制・進行管理	
1. 計画の推進体制	69
2. 進行管理	70
参考資料	
1. 河南町障がい福祉計画策定委員会規則	71
2. 河南町障がい福祉計画策定委員名簿	73
3. 用語集	74

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の目的

本計画は障がい者・障がい児の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る令和5(2023)年度末までの目標を設定するとともに、障がい福祉サービス等(障がい福祉サービス、障がい者相談支援並びに地域生活支援事業)及び障がい児通所支援等(障がい児通所支援並びに障がい児相談支援)を提供するための体制の確保を総合的かつ計画的に図ることを目的とし策定するものです。

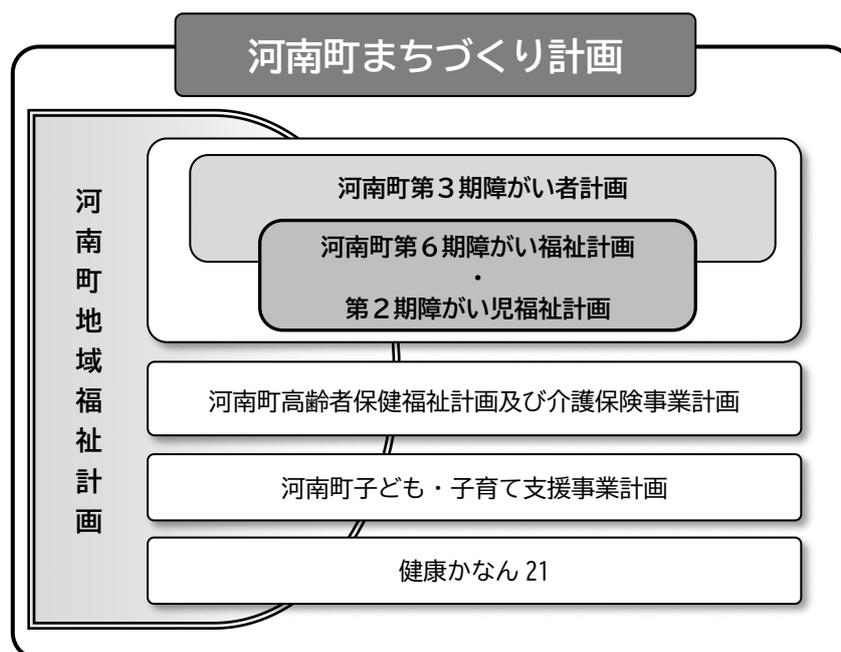
2 計画の位置づけ

「河南町第6期障がい福祉計画」は、障害者総合支援法(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」として、河南町における障がい福祉サービス、障がい者相談支援、地域生活支援事業に関する具体的な実施内容、見込量等を定めるもので、「障害者計画」の実施計画的な性格を有するものです。

「河南町第2期障がい児福祉計画」は、児童福祉法第33条の20第1項に基づく「市町村障害児福祉計画」として、障がいのある児童を対象とする各種支援事業に関する具体的な実施内容、見込量等を定めるものです。

各計画は、国や大阪府の定める計画等の内容を十分に踏まえつつ、「まちづくり計画」及び「地域福祉計画」を上位計画とし、「高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」、「子ども・子育て支援事業計画」など、本町の関連計画等との整合・調整を図りながら策定しています。

図. 計画の位置付け

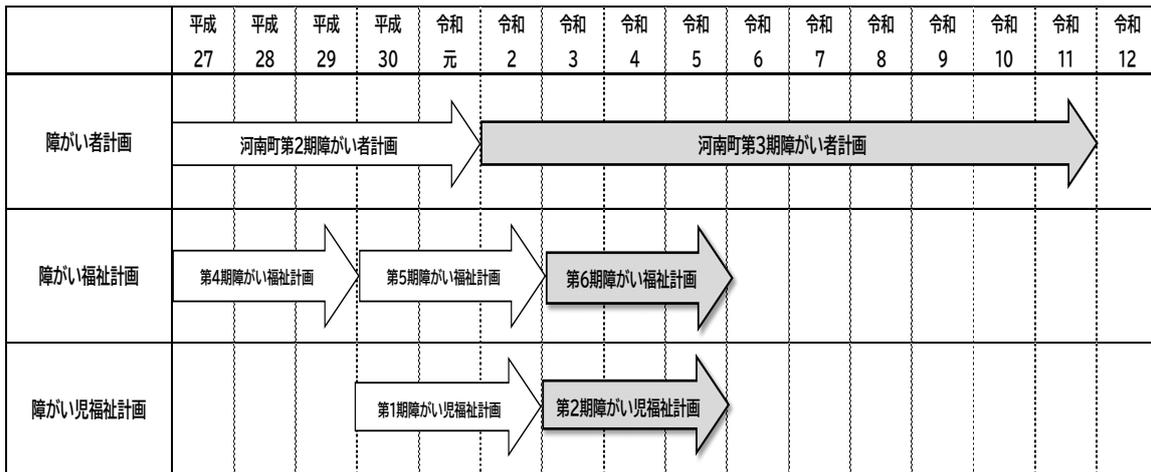


3

計画の期間

「河南町第6期障がい福祉計画」と「河南町第2期障がい児福祉計画」の期間は、障害者総合支援法及び児童福祉法の規定により令和3(2021)年度から令和5(2023)年度までの3年間となります。計画の進捗状況については、定期的に評価・点検を行い、必要に応じて計画内容を随時見直すこととします。

図. 計画の期間



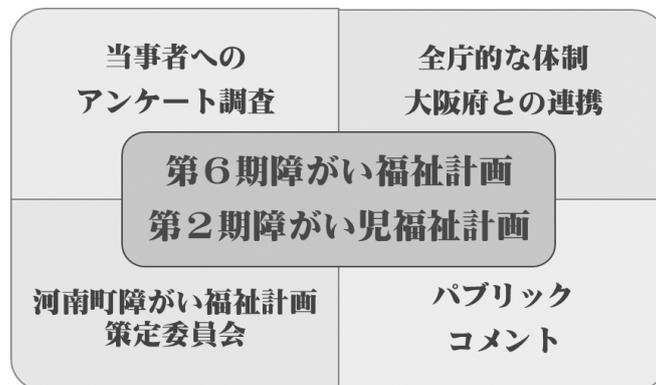
4

計画策定の体制

本計画の策定にあたり、障がい福祉サービス又は、障がい児通所支援を受給している人へのアンケート調査を実施しました。

策定体制については、計画で掲げる施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、関係各課による全庁的な体制のもとで、策定作業を進めるとともに、学識経験者、当事者代表、保健・医療・福祉関係者等によって構成される「河南町障がい福祉計画策定委員会」において審議を行いました。なお、国や大阪府が示す考え方や方向性等と整合性を確保するため、大阪府と密接な連携を図りながら策定しました。

策定にあたって広く意見を求めるため計画案を公表し、意見募集(パブリックコメント)を実施しました。



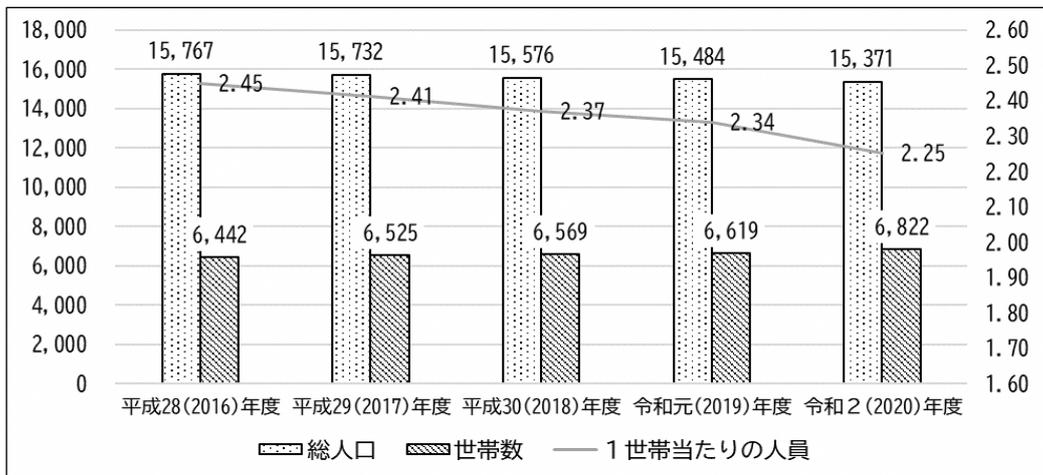
第2章 河南町を取り巻く現状

1 人口世帯等の現状

(1) 人口・世帯の推移

人口は、平成28(2016)年度の15,767人から令和2(2020)年度には15,371人と、この5年間は人口減少で推移しており、一世帯当たりの人員も少人数化が進行しています。

図1：人口・世帯・1世帯当たりの人員

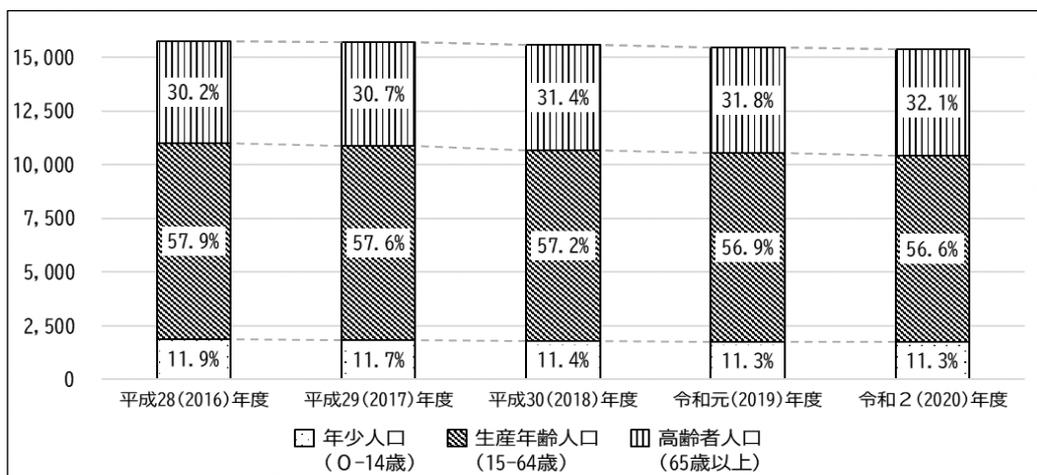


資料：住民基本台帳(各年度末、令和2(2020)年度は11月末)

(2) 年齢3区分別人口の推移

平成28(2016)年度から令和2(2020)年度の年齢3区分別人口率の推移をみると、年少人口率が11.9%から11.3%、生産年齢人口率は57.9%から56.6%と減少傾向、高齢者人口率は、30.2%から32.1%と増加傾向を示しています。

図2：年齢3区分別人口



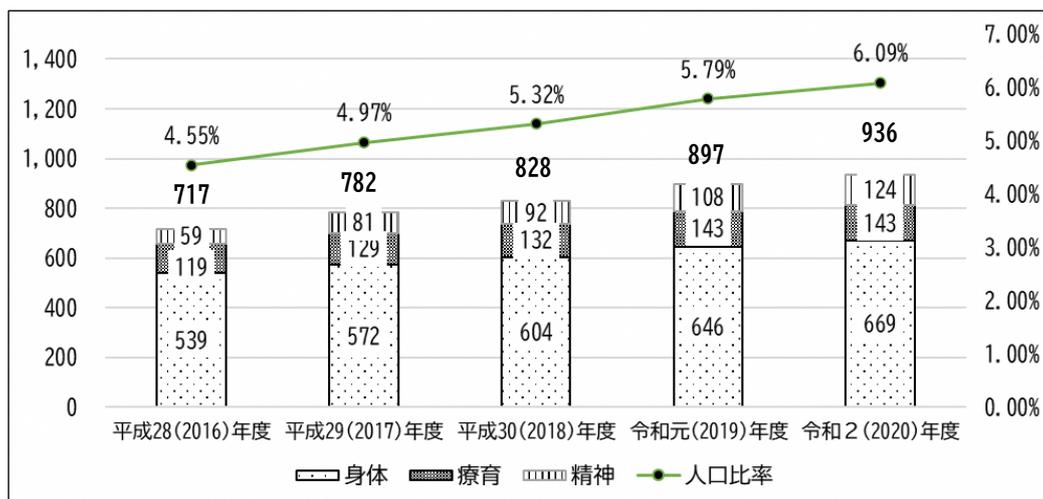
資料：住民基本台帳(各年度末、令和2(2020)年度は11月末)

2 手帳所持者の状況

(1) 手帳所持者数の推移

手帳所持者の推移をみると、この5年間で「身体障害者手帳」所持者は130人、「療育手帳」所持者数は24人、「精神障害者保健福祉手帳」所持者は65人といずれも増加しています。

図3：手帳所持者数の推移



資料：庁内資料(各年度末、令和2(2020)年度は11月末)

(2) 身体障害者手帳

身体障害者手帳所持者をみると、平成28(2016)年度から令和2(2020)年度で130人増加しています。また、総人口に占める身体障害者手帳所持者の割合もこの5年間で0.93%増加しています。

令和2(2020)年11月末時点の身体障害者手帳所持者の内訳は、肢体不自由が約6割、内部障がいが約2割半となっています。なお、18歳未満では視覚障がい、聴覚・平衡機能障がい、音声・言語・そしゃく機能障がいの該当者はありませんでした。

また、令和2(2020)年11月末時点の部位別の身体障害者手帳所持者の等級割合については、視覚障がいでは2級が29.0%と最も割合が高く、以下、1級・5級(ともに22.6%)、6級(16.1%)、4級(6.5%)、3級(3.2%)となっています。

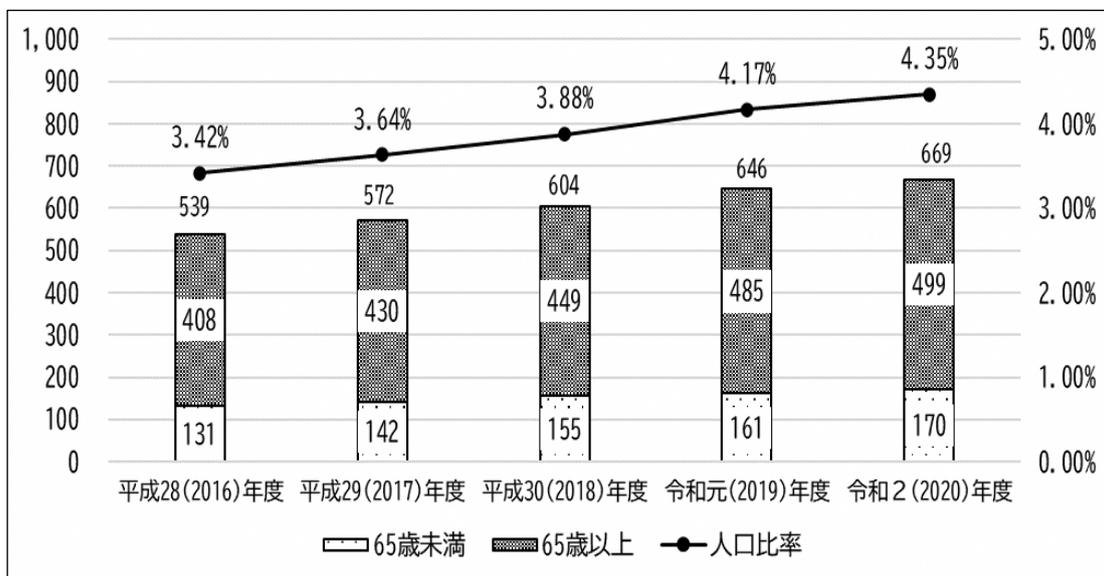
聴覚・平衡機能障がいでは4級が48.3%と最も割合が高く、以下、2級・6級(ともに23.3%)、3級(3.3%)、1級(1.7%)となっており、5級に該当者はありませんでした。

音声・言語・そしゃく機能障がいでは3級が54.5%と最も割合が高く、以下、4級(34.6%)、1級(9.1%)となっており、2級・5級・6級に該当者はありませんでした。

肢体不自由では4級が31.3%と最も割合が高く、以下、3級(18.5%)、2級(18.3%)、5級(13.8%)、1級(12.8%)、6級(5.5%)となっています。

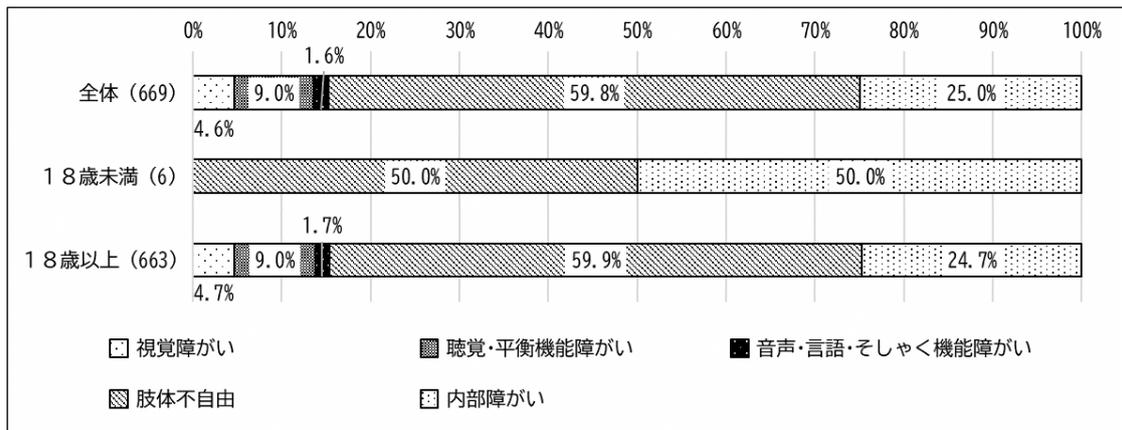
内部障がいでは1級が56.9%と最も割合が高く、以下、4級(26.3%)、3級(14.4%)、2級(2.4%)となっており、5級・6級に該当者はありませんでした。

図4：身体障害者手帳所持者数の推移



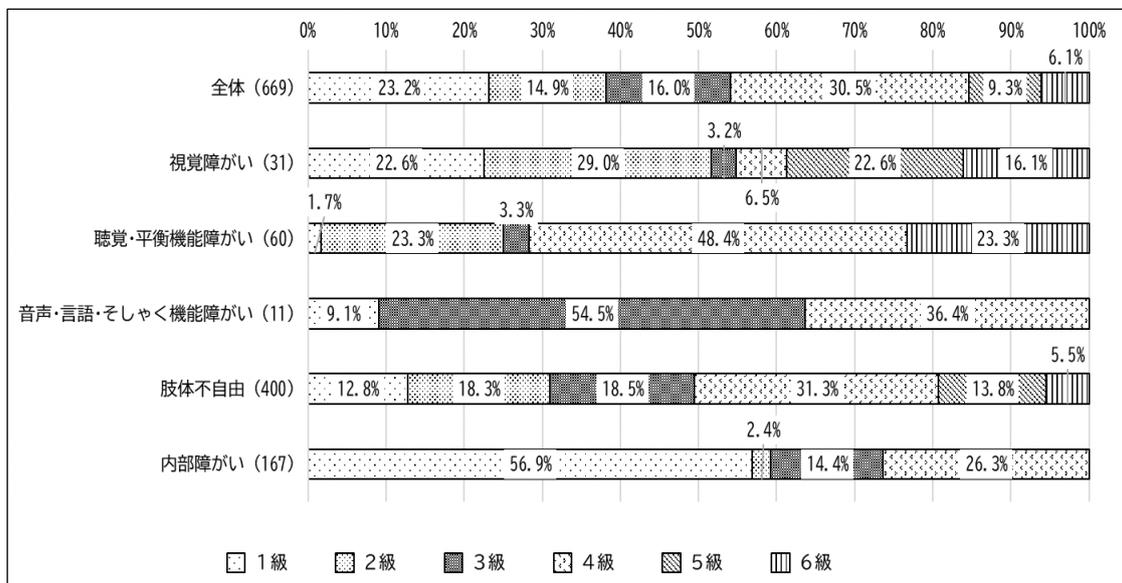
資料：庁内資料(令和2(2020)年11月末)

図5：年齢別・身体障害者手帳所持者の障がい部位割合



資料：庁内資料(令和2(2020)年11月末)

図6：部位別・身体障害者手帳所持者の等級割合

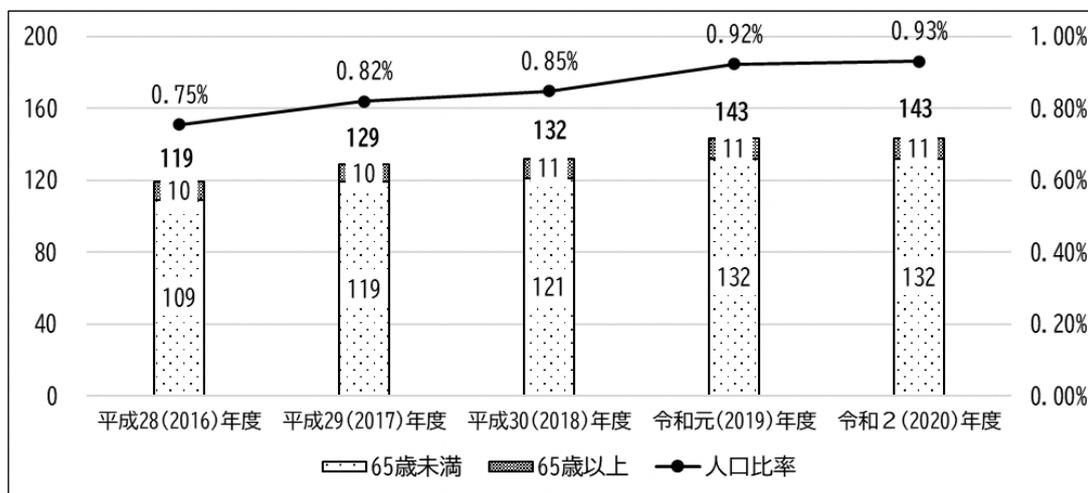


資料：庁内資料(令和2(2020)年11月末)

(3) 療育手帳

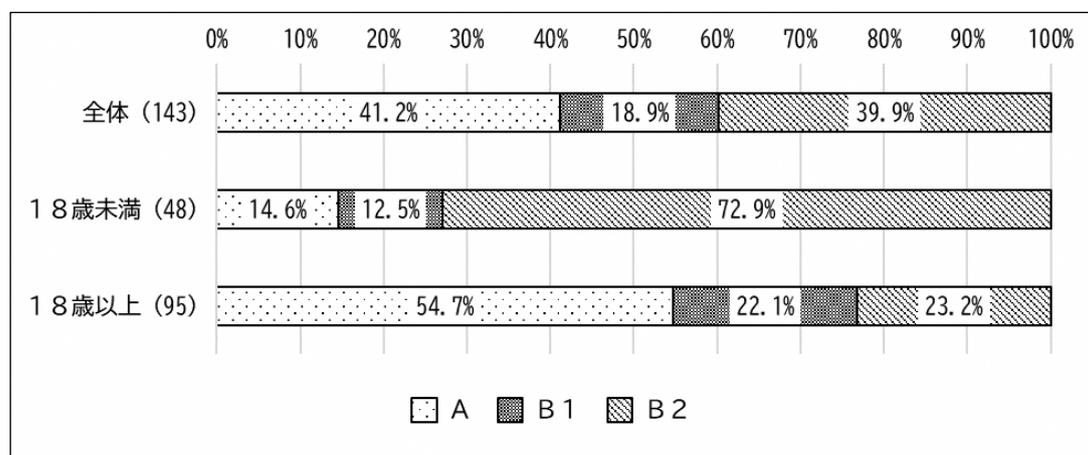
療育手帳所持者をみると、平成28(2016)年度から令和2(2020)年度で24人増加しています。また、総人口に占める療育手帳所持者の割合もこの5年間で0.18%増加しています。

図7：療育手帳所持者数の推移



資料：庁内資料(令和2(2020)年11月末)

図8：等級別・療育手帳所持者の割合

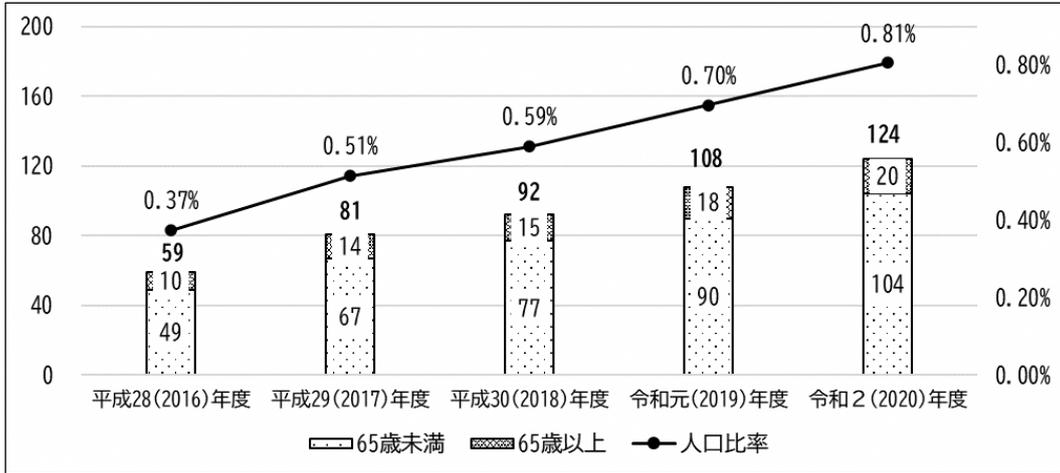


資料：庁内資料(令和2(2020)年11月末)

(4) 精神障害者保健福祉手帳

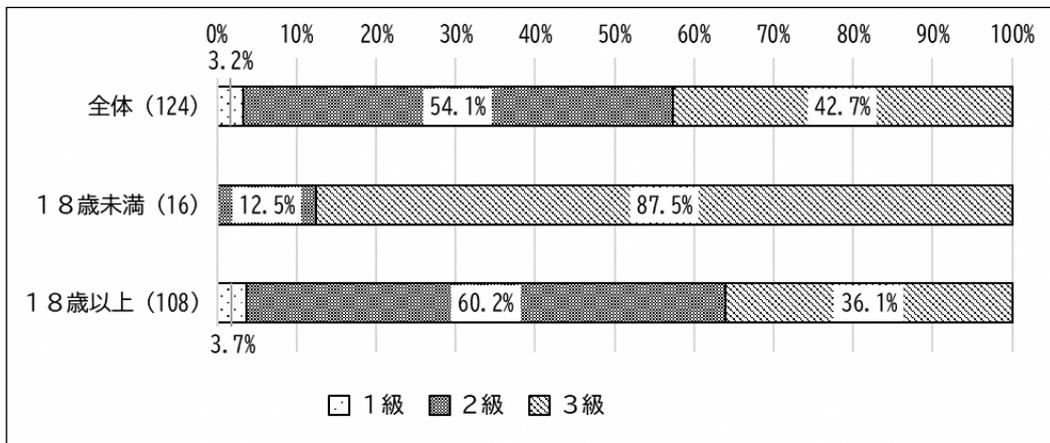
精神障害者保健福祉手帳所持者をみると、平成28(2016)年度から令和2(2020)年度で65人増加しています。また、総人口に占める精神障害者保健福祉所持者の割合もこの5年間で0.44%増加しています。

図9：精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



資料：庁内資料(令和2(2020)年11月末)

図10：等級別・精神障害者保健福祉手帳所持者の割合



資料：庁内資料(令和2(2020)年11月末)

3 アンケート調査

(1) 調査概要

① 調査目的

障がい福祉サービス利用者を対象に、日常生活等に関する意見を伺い、第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画を策定するための基礎資料とすることを目的に実施しました。

具体的には、本計画における国の基本方針・大阪府の考え方を踏まえ、障がいのある人の「一般就労」「地域移行」を課題として捉え、本町における現状の把握に努め、分析することをひとつの目的としています。

② 調査方法

1)調査期間：令和2(2020)年10月21日～11月5日

2)調査方法：調査票郵送配布・郵送回収

3)調査対象：令和2(2020)年度に障がい福祉サービス・障がい児通所支援の利用実績のある住民(208人)を対象に、150人を無作為抽出

③ 回収状況

調査対象件数：150件

回収件数：87件

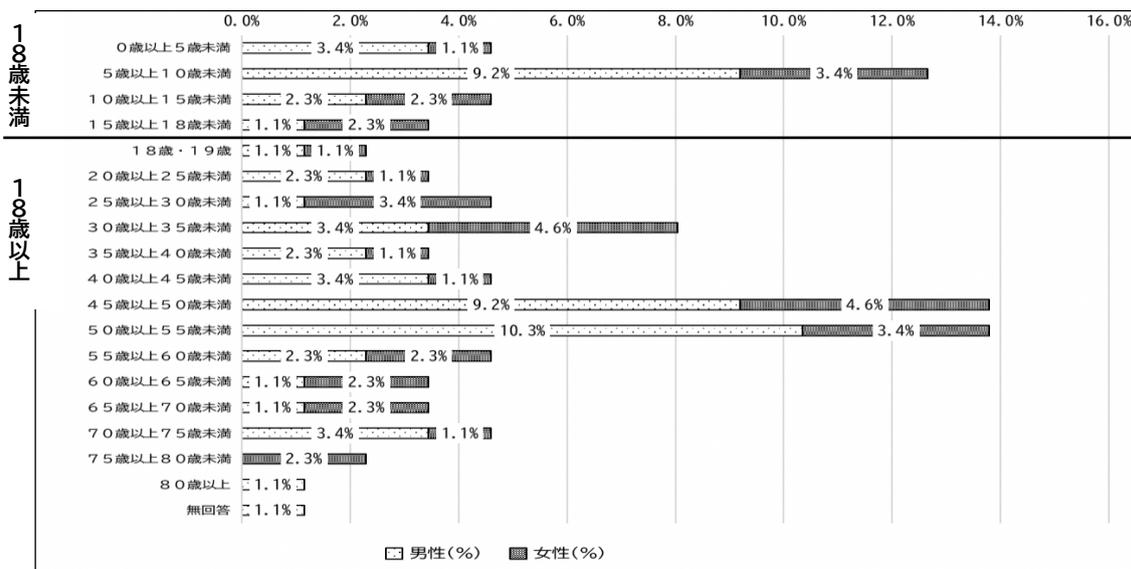
回収率：58.0%

(2) 調査結果(主な項目)

1. 年齢・性別・家族

年齢は、『18歳未満』は25.3%、『18歳以上』は73.6%と18歳以上が7割を占めており、性別は男性が59.8%、女性が40.2%と男性の割合が高くなっています。一緒に暮らしている人は、半数が「父母・祖父母・兄弟・姉妹」(55.2%)で、「一人で暮らしている」(34.5%)は3割を占めています。

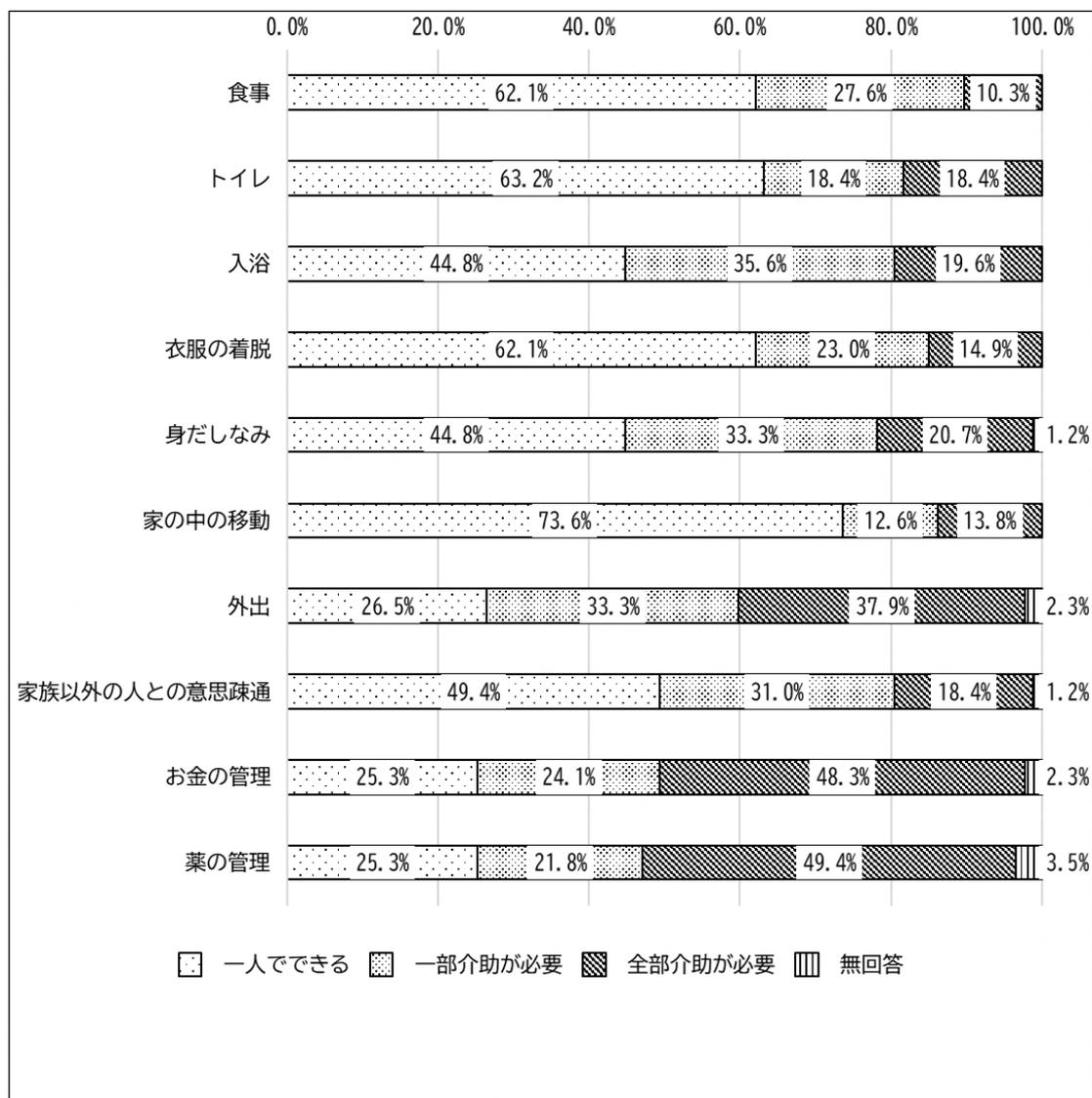
図1. 年齢 (N=87)



2. 日常生活

日常生活を『一人でできる』と『介助が必要』（「一部介助が必要」「全部介助が必要」の合計割合）でみると、「一人でできる」割合が高い上位3位は、①家の中の移動(73.6%)、②トイレ(63.2%)、③食事、衣服の着脱(いずれも 62.1%)となっています。何らかの「介助が必要」（「一部介助が必要」「全部介助が必要」の合計割合）の割合が高い上位3位は、①お金の管理(72.4%)、②外出、薬の管理(いずれも 71.2%)、③入浴(55.1%)となっています。なかでも「お金の管理」「薬の管理」は「全部介助」の割合がほぼ半数を占め、日常生活でこれら行動・行為に介助が必要であることが表れています。

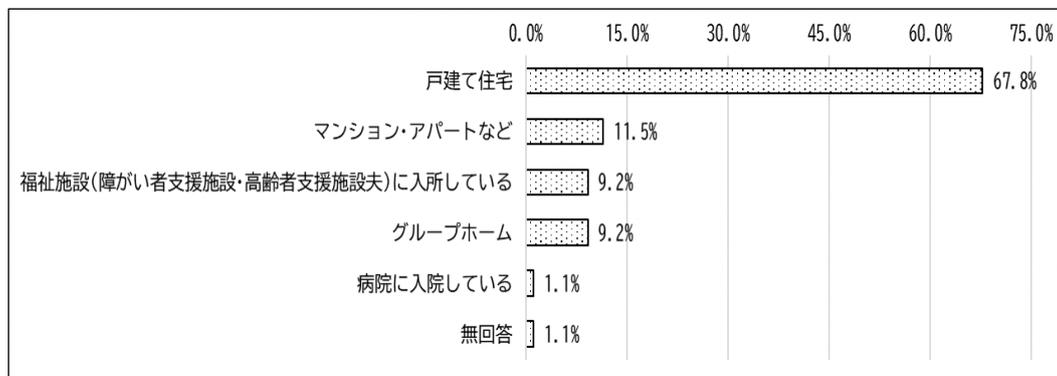
図2. 日常生活の動作 (N=87)



3-(1). 住まい

① 現在の住まいは、「戸建て住宅」が67.8%と最も多く、次いで「マンション・アパートなど」(11.5%)、「福祉施設に入所」「グループホーム」(いずれも9.2%)、「病院に入院」(1.1%)の順になっています。

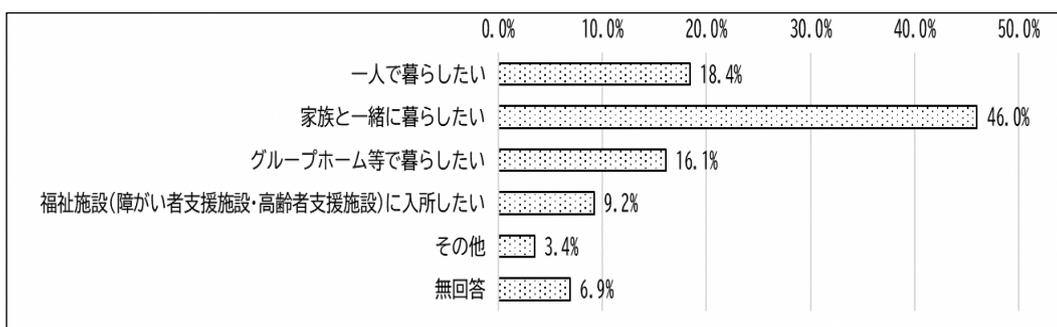
図3. 居住形態(N=87)



3-(2). 地域移行

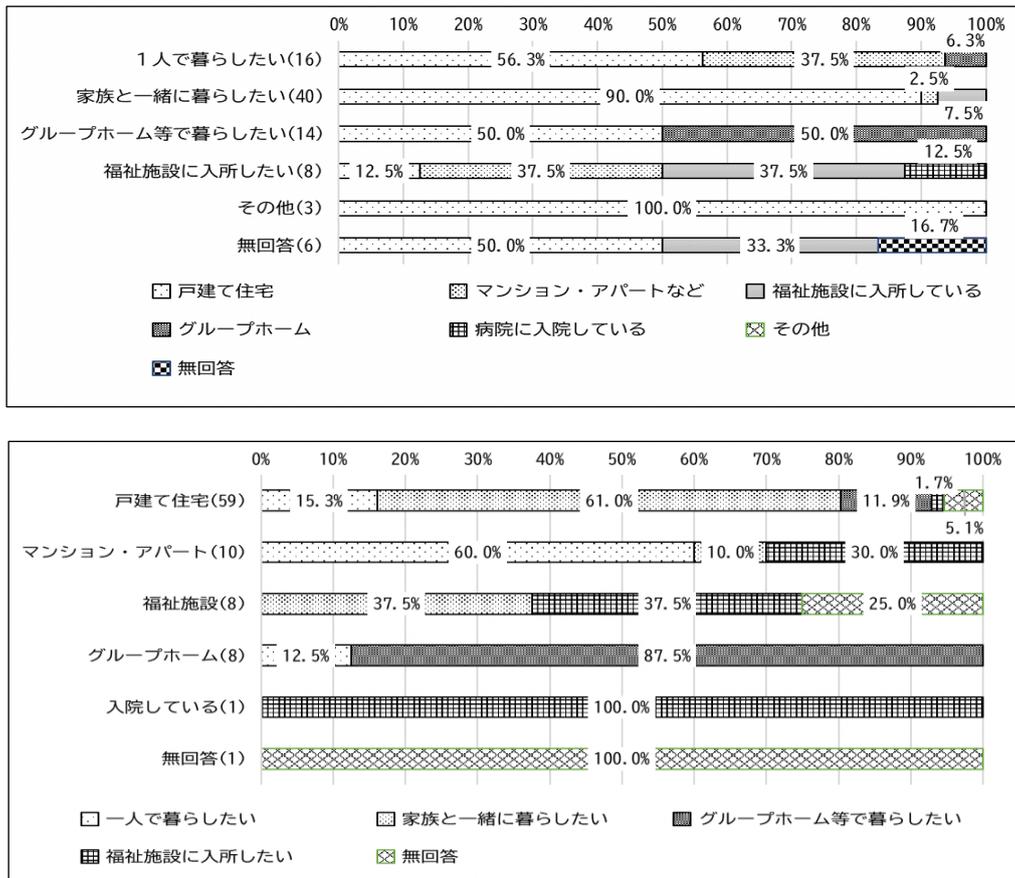
② 将来の暮らし方は、「家族と一緒に暮らしたい」(46.0%)が最も多く、次いで「戸建て住宅やマンション、アパート、公営住宅などで一人で暮らしたい」(18.4%)、「グループホーム等で暮らしたい」(16.1%)、「福祉施設(障がい者支援施設・高齢者支援施設)に入所したい」(9.2%)と、将来の暮らし方は、「家族と一緒に」の割合が高くなっています。その一方、地域における居住の場である「グループホーム等」は「福祉施設に入所」より6.9ポイント高く、地域移行への希望の高さが表れています。

図4. 将来の暮らし方(N=87)



③ 将来の暮らし方と現状の住まいとの関係で、将来「グループホーム等で暮らしたい」をみると、現状の「戸建て住宅」からの移行と「グループホーム」からの継続利用によるものが、それぞれ半数を占めています。現在の「戸建て住宅」からの移行率は11.9%、グループホームでの継続率は87.5%となっており、現在の住まいの「グループホーム」を将来においても継続して暮らしたいということが顕著に表れています。

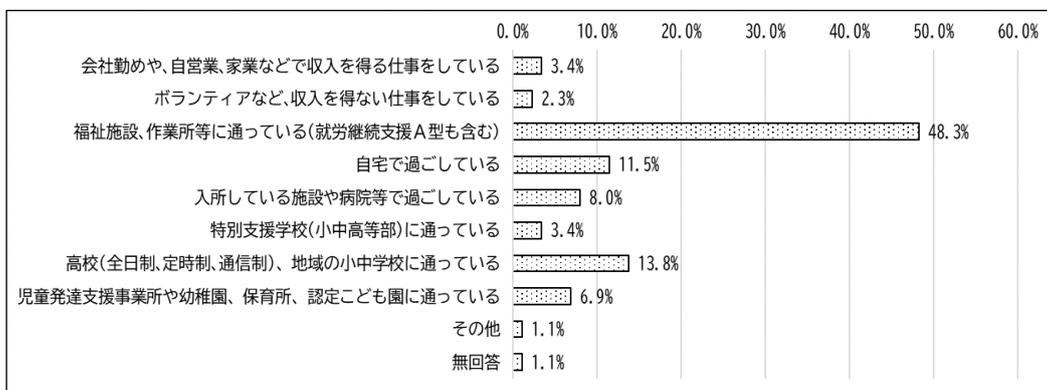
図 5. 将来の暮らし方と現状の住まいとの関係



4. 平日の過ごし方

平日の過ごし方は福祉施設・作業所等に通う「福祉的就労」での過ごし方の割合が高くなっています。上位3位は①「福祉施設、作業所等に通っている(就労継続支援A型も含む)」(48.3%)、②「高校(全日制、定時制、通信制)、地域の小中学校に通っている」(13.8%)、③「自宅で過ごしている」(11.5%)

図 6. 平日の過ごし方 (N=87)



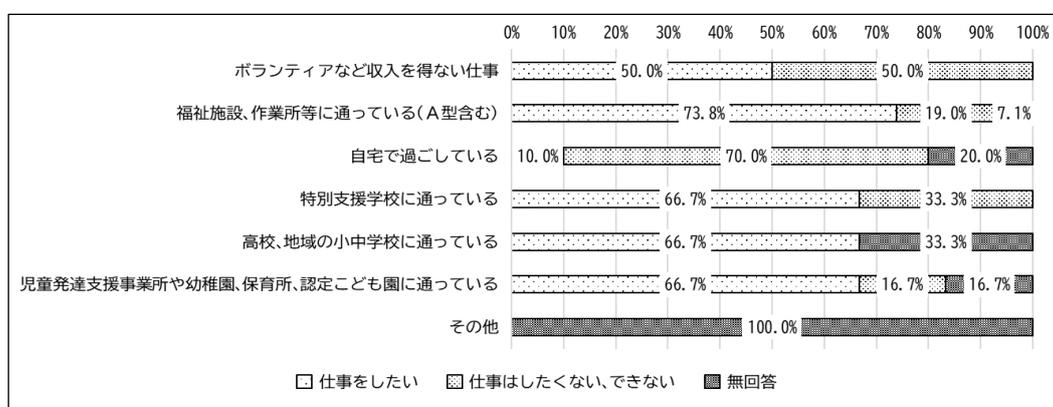
5. 就労

《日中活動のなかで「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得る仕事をしている」を除いた方》

① 就労意向

「収入を得る仕事をしたい」は57.8%、「仕事はしたくない、できない」は27.7%と、就労希望の割合が高くなっています。「収入を得る仕事をしたい」を日中活動別でみると、「福祉施設、作業所等に通っている(就労継続支援A型も含む)」が73.8%と最も多く、次いで「特別支援学校(小中高等部)に通っている」「高校(全日制、定時制、通信制)、地域の小中学校に通っている」「児童発達支援事業所や幼稚園、保育所、認定こども園に通っている」(いずれも66.7%)と、福祉施設・作業所等をはじめ児童・生徒での就労意欲の高さが表れています。

図7. 日中活動別の就労意向

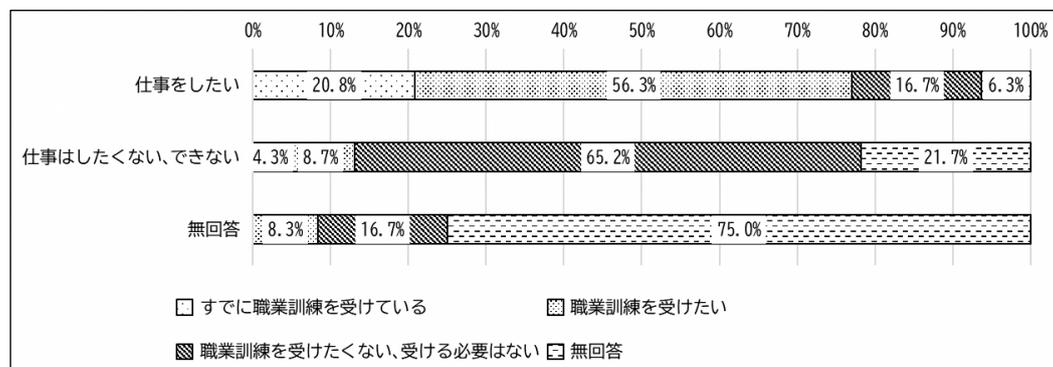


② 職業訓練の受講意向

収入を得る仕事に携わるために、職業訓練などを受講することについて、「すでに職業訓練を受けている」は13.3%、「職業訓練を受けたい」が36.1%と、職業訓練などの既受講や受講希望は半数を占め、就労のための職業訓練の受講ニーズの高さが表れています。

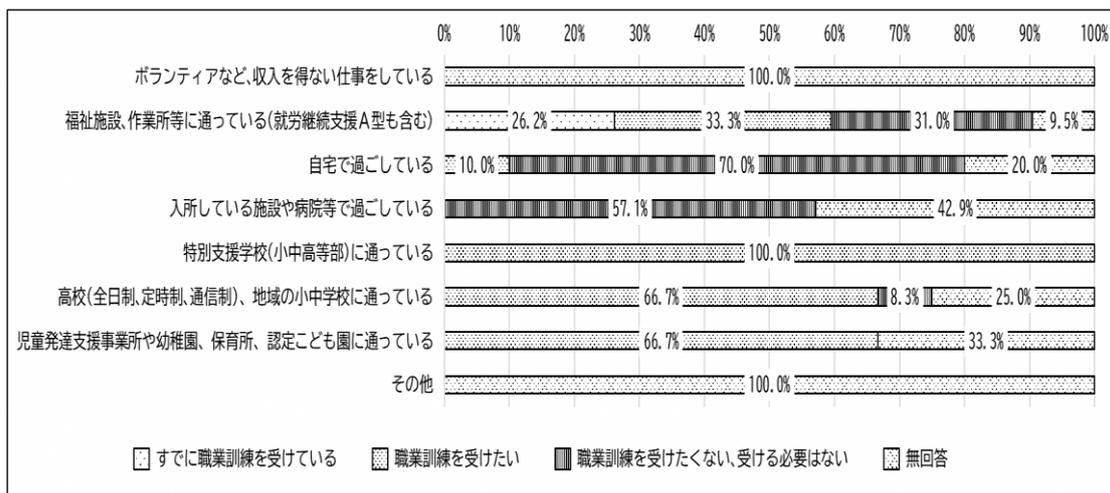
「収入を得る仕事をしたい」の職業訓練等の受講意向をみると、「職業訓練を受けたい」が56.3%、「すでに職業訓練を受けている」が20.8%と職業訓練の受講希望が半数以上を占めており、収入を得る仕事をするためには職業訓練の受講が必要であるとの認識が表れています。

図8. 就労意向別職業訓練の受講意向



日中活動別でみると「福祉施設、作業所等(就労継続支援A型も含む)」は、既受講と受講希望とで6割を占め、「特別支援学校(小中高等部)」では全員が受講を希望しています。また、「高校(全日制、定時制、通信制)、地域の小中学校に通っている」と「児童発達支援事業所や幼稚園、保育所、認定こども園に通っている」は、職業訓練の受講希望がいずれも66.7%となっています。

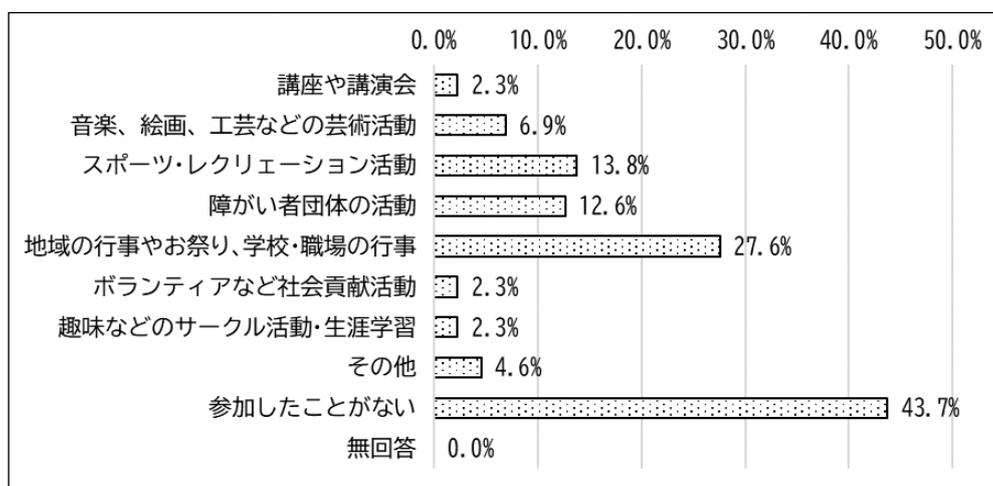
図9. 日中活動別職業訓練の受講の有無



6. 地域活動

この1年間に地域活動に2人に1人が『参加』(56.3%)しています。その内容は、「地域の行事やお祭り、学校・職場の行事」(27.6%)が中心ですが、「スポーツ・レクリエーション活動」(13.8%)、「音楽、絵画、工芸などの芸術活動」(6.9%)、「講座や講演会」「ボランティアなど社会貢献活動」「趣味などのサークル活動・生涯学習」(いずれも2.3%)と文化・スポーツと多彩な社会活動がみられます。

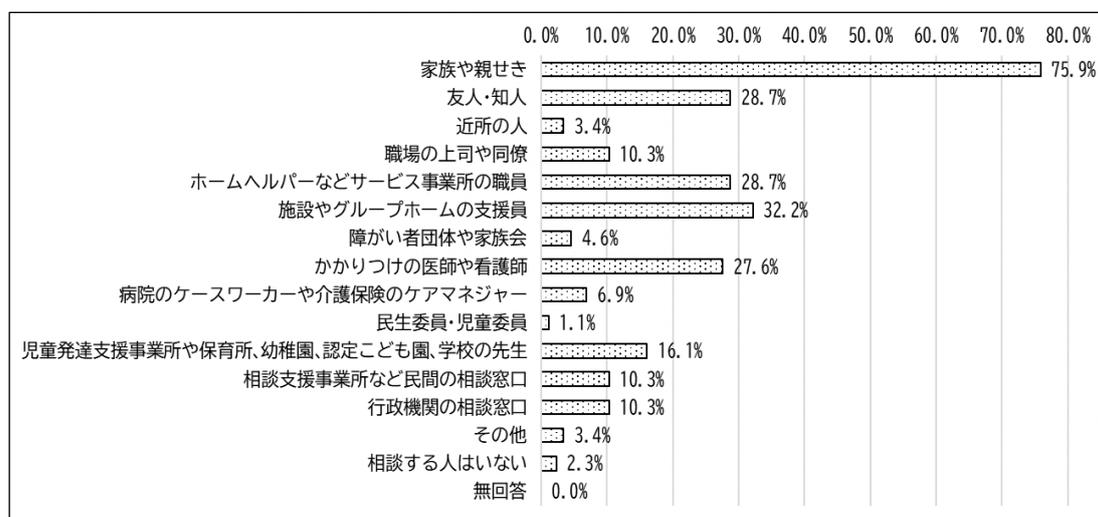
図10. 地域活動 (N=87 複数回答)



7. 相談先

悩みや困ったことの相談先は、『親族』の割合が高くなっています。割合としては、①「家族や親せき」(75.9%)、②「施設やグループホームの支援員」(32.2%)、③「友人・知人」「ホームヘルパーなどサービス事業所の職員」(いずれも 28.7%)、④「かかりつけの医師や看護師」(27.6%)、⑤「児童発達支援事業所や保育所、幼稚園、認定こども園、学校の先生」(16.1%)となっています。『親族』の割合が高い半面、「行政機関の相談窓口」「相談支援事業所など民間の相談窓口」(いずれも 10.3%)や「障がい者団体や家族会」(4.6%)、「民生委員・児童委員」(1.1%)の割合は低くなっています。

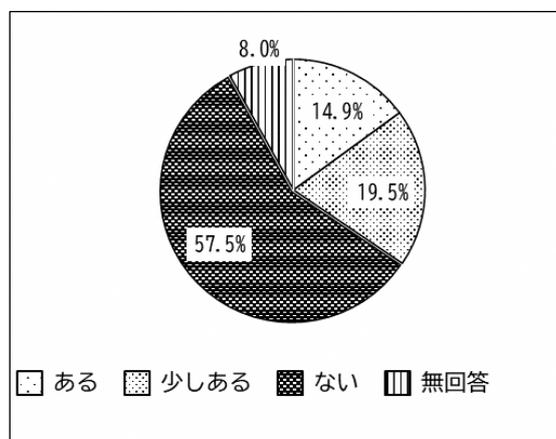
図 11. 悩みや困ったことの相談先 (N=87 複数回答)



8. 権利擁護

3人に1人がこの3年間に障がいがあることで差別や嫌な思いをする(した)ことが『ある』34.4%(「ある」と「少しある」の合計割合)としています。

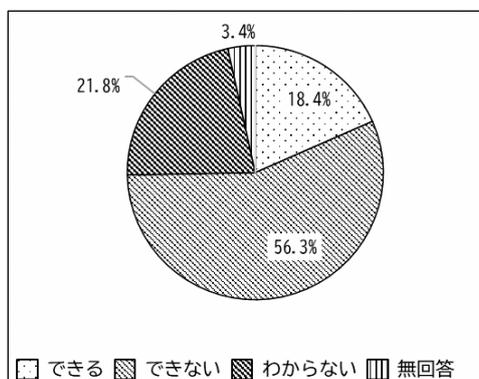
図 12. 障がいがあることで差別や嫌な思いをしたことの有無 (N=87)



9. 災害時の避難

火事や地震等の災害時の避難について、半数以上が「一人で避難できない」(56.3%)、また2割が「わからない」(21.8%)となっています。

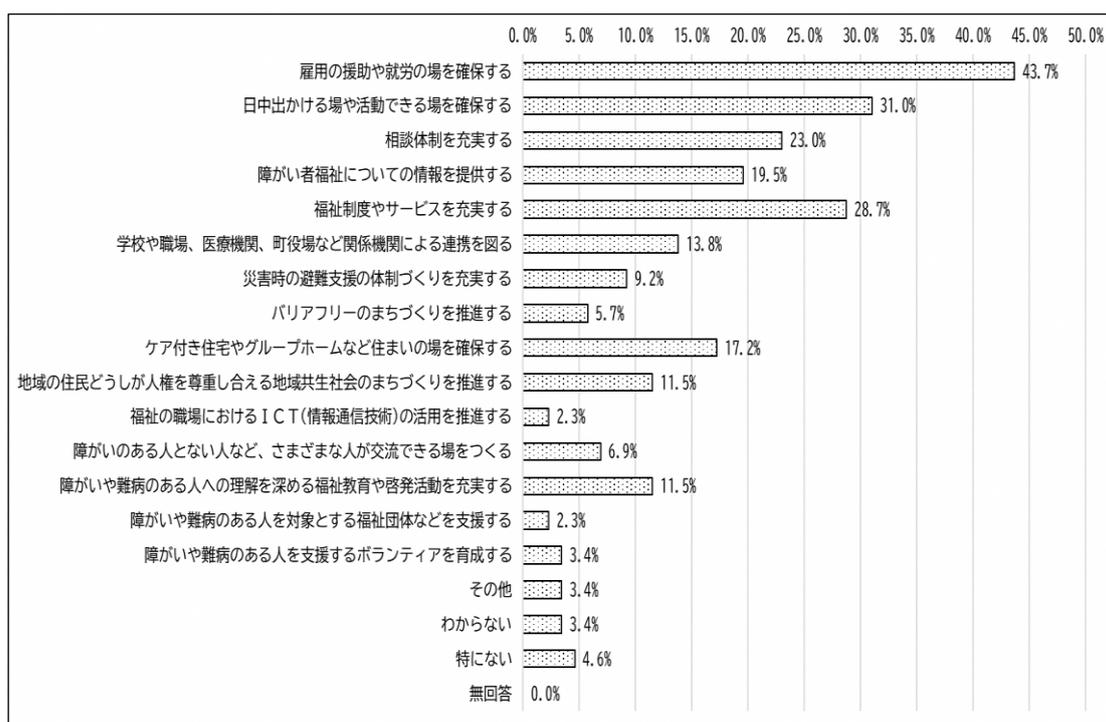
図 13. 災害時の非難 (N=87)



10. 今後の取り組み

誰もが暮らしやすい河南町にしていくために大切な取り組みの上位5位は、①「雇用の援助や就労の場を確保する」(43.7%)、②「日中出かける場や活動できる場を確保する」(31.0%)、③「福祉制度やサービスを充実する」(28.7%)、④「相談体制を充実する」(23.0%)、「障がい者福祉についての情報を提供する」(19.5%)と、就労、居場所の確保、制度・サービスや相談体制の充実などが求められています。

図 14. 誰もが暮らしやすい河南町にしていくための方策 (N=87 3LA)



11. 自由記述

自由記述の主な回答は以下のとおりです。頂いた御意見をもとに、町福祉行政の充実に努めていきます。 ※回答者の意思を尊重し、できる限り原文のまま記載していますが、個人の特定に繋がる恐れのある部分については、趣旨を損なわないよう一部修正しています。

- 障がい者児と認定されるまでの一番不安な段階での相談支援体制を強化する必要があると思います。
- 河南町は田畑が多く環境も良いので、それを生かした障がい者も働ける企業が増えればいいなと思います。
- 小学校と中学校での障がい児への支援の度合いに違いがある。小学校と中学校の間でしっかりと引継ぎをしてほしい。一人ひとりをよく見て支援できるよう、クラスの少人数化を検討してほしい。小学生から中学生の学びに対応できるよう配慮してほしい。
- 本人は全介助、意思疎通もできない状態で施設でお世話になっておりますが、1人残った時の心配があります。家族も少なくなり、健康にも不安を感じています。
- ひとりになっても安心して暮らしていけるように充実したサービスを望む。コミュニティの場に入っていきたい。家族の者（親）が何かあった時の援助があれば助かる。
- 色々なサービスを提供して下さったとしても、実際利用するとなれば案外利用しづらいことが多いです。100%希望するのは無理なことですが…。カナちゃんバスに車いすごと乗れたらと思います。役場までは介護タクシーの利用で往復2,600円かかります。
- 障がい者が安心して働ける場が欲しいと思います。河南町にA型就労継続支援や障がい者の就労事業所を作ってほしい
- 重度障害の子どもに対する支援を手厚くして欲しい。タクシーチケットも年間14枚では足りないし、ほぼ動ける範囲ではない。また、学校や幼稚園の障がい児に対しての理解を深めてほしい。ヘルパーが少ない今、地域で支えるために初任者研修の資格を取ってもらえるように町が補助を出し、人員を確保する必要があるのではないかと思う。医師の高齢化も考慮し、医療分野における在宅支援を考えてほしい。
- 障がいのある方にとって住みやすく優しい町であることは誰もが暮らしやすい町になると思うので、ぜひこれからも福祉を充実させ、安心して暮らせる町にしていきたいです。宜しくお願い致します。

第5期障がい福祉計画

(1) 成果目標に関する実績評価

① 福祉施設入所者の地域生活への移行

区分	目標値	実績値	国の基本的指針・大阪府の考え方
施設入所者の地域移行者数	1人	2人	平成28(2016)年度末時点の施設入所者の9%以上が地域移行

✚ 施設入所者の1人が在宅生活に、また1人がグループホームに入居しました。

区分	目標値	実績値	国の基本的指針・大阪府の考え方
施設入所者の削減数	1人	1人	平成28(2016)年度末時点の施設入所者の2%以上を削減

✚ 平成28(2016)年度末時点の施設入所者14人から1人減の13人となっています。

② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

区分	目標値	実績値	国の基本的指針・大阪府の考え方
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	設置	設置	令和2(2020)年度末までに全ての市町村ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置

✚ 既存の自立支援協議会に医療関係者も参画した部会(地域移行推進会)を令和2度末に設ける予定となっています。

③ 障がい者の地域生活の支援

区分	目標値	実績値	国の基本的指針・大阪府の考え方
地域生活支援拠点等の整備	整備	整備	令和2(2020)年度末までに各市町村または各圏域に少なくとも1つ整備

✚ 平成31(2019)年4月に、富田林市、河内長野市、大阪狭山市、河南町、太子町、千早赤阪村で地域生活支援拠点(面的整備)を整備しました。

④ 福祉施設から一般就労への移行等

区分	目標値	実績値	国の基本的指針・大阪府の考え方
福祉施設から一般就労への移行者数	1人	1人	福祉施設からの一般就労者数を平成28(2016)年度実績の1.3倍以上

✚ 就労継続支援B型の利用者が1人一般就労へ移行しました。

区分	目標値	実績値	国の基本的指針・大阪府の考え方
就労移行支援事業の利用者数	3人	10人	就労移行支援事業利用者数を平成28(2016)年度末から2割以上増加

✚ 高等学校卒業生の利用も多かったことから、目標値の3倍以上の増加となりました。

区分	目標値	実績値	国の基本的指針・大阪府の考え方
就労移行支援事業所ごとの就労移行率	—	—	就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所が全体の5割以上

✚ 町内に就労移行支援事業所はありません。

区分	目標値	実績値	国の基本的指針・大阪府の考え方
就労定着支援による職場定着率	—	—	就労定着支援事業利用者の支援開始1年後の職場定着率を80%以上

✚ 町内に就労移行支援事業所はありません。

区分	目標値	実績値	国の基本的指針・大阪府の考え方
就労継続支援(B型)事業所が設定した目標額の平均値	9,750円	10,138円	令和2(2020)年度の就労継続支援(B型)事業所における工賃の平均額9,750円

✚ 令和2(2020)年7月実施の令和元年度工賃実績調査の結果となっています。(町内5事業所の平均額)

(2) 成果指標(見込量)に関する実績評価

① 訪問系サービス

① 居宅介護

- ・利用者数は、身体障がい者、精神障がい者で毎年度実績値が計画値を上回っています。
- ・利用量では、精神障がい者の実績値が計画値を上回っており、身体障がい者では毎年度増加傾向にありますが実績値が計画値を下回っています。知的障がい者は利用者数、利用量ともに、減少傾向にあります。
- ・障がい児は、利用者数、利用量ともほぼ横ばいの傾向にあります。

		平成 30(2018)年度			令和元(2019)年度			令和 2 (2020)年度		
		計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	見込	達成率
身体障がい者	人/月	14	16	114.3%	15	16	106.7%	15	19	126.7%
	時間/月	424	396	93.4%	459	419	91.3%	478	455	95.2%
知的障がい者	人/月	9	8	88.9%	11	8	72.7%	11	5	45.5%
	時間/月	282	226	80.1%	372	194	52.2%	392	126	32.1%
精神障がい者	人/月	5	11	220.0%	6	14	233.3%	8	14	175.0%
	時間/月	120	194	161.7%	140	237	169.3%	188	202	107.4%
障がい児	人/月	3	3	100.0%	3	3	100.0%	5	3	60.0%
	時間/月	79	94	119.0%	94	111	118.1%	143	93	65.0%
合計	人/月	31	38	122.6%	35	63	180.0%	39	41	105.1%
	時間/月	905	910	100.6%	1,053	720	68.4%	1,021	876	85.8%

※令和 2 (2020)年度の実績値は令和 2 (2020)年 4 月から 11 月までの平均値

② 重度訪問介護

- ・利用者は近年、固定の傾向にあります。
- ・利用量は増加傾向にありましたが、コロナ禍の影響もあってか令和 2 (2020)年度には減少しています。

		平成 30(2018)年度			令和元(2019)年度			令和 2 (2020)年度		
		計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	見込	達成率
身体障がい者	人/月	3	3	100.0%	3	3	100.0%	3	3	100.0%
	時間/月	660	687	104.1%	760	888	116.6%	860	613	71.3%
知的障がい者	人/月	0	0	—	0	0	—	0	0	—
	時間/月	0	0	—	0	0	—	0	0	—
精神障がい者	人/月	0	0	—	0	0	—	0	0	—
	時間/月	0	0	—	0	0	—	0	0	—
合計	人/月	3	3	100.0%	3	3	100.0%	3	3	100.0%
	時間/月	660	687	104.1%	760	888	116.6%	860	613	71.3%

※令和 2 (2020)年度の実績値は令和 2 (2020)年 4 月から 11 月までの平均値

③ 同行援護

- ・利用者数では実績値が計画値と同等程度となっていますが、利用量では毎年度実績値が計画値を下回っています。

		平成 30(2018)年度			令和元(2019)年度			令和 2 (2020)年度		
		計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	見込	達成率
身体 障がい者	人/月	3	3	100.0%	3	3	100.0%	3	2	66.7%
	時間/月	70	11	15.7%	70	51	72.9%	70	34	48.9%
障がい児	人/月	0	0	—	0	0	—	0	0	—
	時間/月	0	0	—	0	0	—	0	0	—
合計	人/月	3	3	100.0%	3	3	100.0%	3	2	66.7%
	時間/月	70	11	15.7%	70	51	72.9%	70	34	48.9%

※令和 2 (2020)年度の実績値は令和 2 (2020)年 4 月から 11 月までの平均値

④ 行動援護

- ・知的障がい者の平成 30(2018)年度、令和元(2019)年度では利用者数・利用量ともに実績値が計画値と同等程度となっていますが、令和 2 年度においては利用実績がありませんでした。
- ・障がい児では、3 か年とも利用実績がなく、計画値を下回っています。

		平成 30(2018)年度			令和元(2019)年度			令和 2 (2020)年度		
		計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	見込	達成率
知的 障がい者	人/月	1	1	100.0%	1	1	100.0%	1	0	0.0%
	時間/月	50	49	98.0%	50	45	90.0%	50	0	0.0%
精神 障がい者	人/月	0	0	—	0	0	—	0	0	—
	時間/月	0	0	—	0	0	—	0	0	—
障がい児	人/月	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%
	時間/月	10	0	0.0%	20	0	0.0%	20	0	0.0%
合計	人/月	2	1	50.0%	2	1	50.0%	2	0	0.0%
	時間/月	60	49	81.7%	70	45	64.3%	70	0	0.0%

※令和 2 (2020)年度の実績値は令和 2 (2020)年 4 月から 11 月までの平均値

⑤ 重度障がい者等包括支援

- ・前期期間を通じて、利用実績はありませんでした。

		平成 30(2018)年度			令和元(2019)年度			令和 2 (2020)年度		
		計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	見込	達成率
身体障がい者	人/月	0	0	—	0	0	—	0	0	—
	時間/月	0	0	—	0	0	—	0	0	—
知的障がい者	人/月	0	0	—	0	0	—	0	0	—
	時間/月	0	0	—	0	0	—	0	0	—
精神障がい者	人/月	0	0	—	0	0	—	0	0	—
	時間/月	0	0	—	0	0	—	0	0	—
障がい児	人/月	0	0	—	0	0	—	0	0	—
	時間/月	0	0	—	0	0	—	0	0	—
合計	人/月	0	0	—	0	0	—	0	0	—
	時間/月	0	0	—	0	0	—	0	0	—

※令和 2 (2020)年度の実績値は令和 2 (2020)年 4 月から 11 月までの平均値

② 短期入所

① 短期入所

- ・身体障がい者は、利用者数、利用量ともに減少しています。
- ・知的障がい者は、平成 30(2018)年度から令和元(2019)年度にかけて利用者数、利用量とも増加していますが、令和 2 (2020)年度には減少に転じています。
- ・精神障がい者は、前期期間を通じて利用がありませんでした。
- ・障がい児は、平成 30(2018)年度の利用量を除いて実績値が計画値を上回っており、かつ増加の傾向にあります。

		平成 30(2018)年度			令和元(2019)年度			令和 2 (2020)年度		
		計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	見込	達成率
身体障がい者	人/月	4	6	150.0%	4	4	100.0%	4	2	50.0%
	人日分/月	10	15	150.0%	10	6	60.0%	10	5	50.0%
知的障がい者	人/月	2	4	200.0%	3	5	166.7%	4	1	25.0%
	人日分/月	4	5	125.0%	6	6	100.0%	8	3	37.5%
精神障がい者	人/月	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%
	人日分/月	2	0	0.0%	2	0	0.0%	2	0	0.0%
障がい児	人/月	1	1	100.0%	1	3	300.0%	1	1	100.0%
	人日分/月	2	1	50.0%	2	2	100.0%	2	3	150.0%
合計	人/月	8	11	137.5%	9	12	133.3%	10	4	40.0%
	人日分/月	18	21	116.7%	20	14	70.0%	22	11	50.0%

※令和 2 (2020)年度の実績値は令和 2 (2020)年 4 月から 11 月までの平均値

③ 日中活動系サービス

① 生活介護

- ・利用者数は全体的に増加の傾向にあり、令和元(2019)年度、令和2(2020)年度とも実績値が計画値を上回っています。
- ・利用量では身体障がい者が横ばい、知的障がい者が微減、精神障がい者は増加の傾向にあります。

		平成 30(2018)年度			令和元(2019)年度			令和 2(2020)年度		
		計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	見込	達成率
身体障がい者	人/月	18	17	94.4%	18	18	100.0%	18	19	105.6%
	人日分/月	329	286	86.9%	329	301	91.5%	329	268	81.5%
知的障がい者	人/月	21	24	114.3%	22	25	113.6%	23	23	100.0%
	人日分/月	444	471	106.1%	466	468	100.4%	488	424	86.9%
精神障がい者	人/月	1	0	0.0%	1	3	300.0%	1	3	300.0%
	人日分/月	22	0	0.0%	22	18	81.8%	22	35	159.1%
合計	人/月	40	41	102.5%	41	46	112.2%	42	45	107.1%
	人日分/月	795	757	95.2%	817	787	96.3%	839	727	86.7%

※令和2(2020)年度の実績値は令和2(2020)年4月から11月までの平均値

② 自立訓練(機能訓練・生活訓練)

- ・平成30(2018)年度、令和元(2019)年度に身体障がい者1名の利用がありましたが、それ以外の利用実績はありませんでした。

		平成 30(2018)年度			令和元(2019)年度			令和 2(2020)年度		
		計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	見込	達成率
身体障がい者	人/月	1	1	100.0%	1	1	100.0%	1	0	0.0%
	人日分/月	22	18	81.8%	22	4	18.2%	22	0	0.0%
知的障がい者	人/月	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%
	人日分/月	22	0	0.0%	22	0	0.0%	22	0	0.0%
精神障がい者	人/月	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%
	人日分/月	22	0	0.0%	22	0	0.0%	22	0	0.0%
合計	人/月	3	1	33.3%	3	1	33.3%	3	0	0.0%
	人日分/月	66	18	27.3%	66	4	6.1%	66	0	0.0%

※令和2(2020)年度の実績値は令和2(2020)年4月から11月までの平均値

③ 就労移行支援

- ・身体障がい者の利用実績はありませんでした。
- ・利用人数は、知的障がい者、精神障がい者とも実績値が計画値を上回っています。
- ・利用量では、知的障がい者で実績値が計画値を上回っており、かつ増加の傾向にあります。精神障がい者は令和2(2020)年度に実績値が計画値を上回っています。

		平成 30(2018)年度			令和元(2019)年度			令和2(2020)年度		
		計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	見込	達成率
身体障がい者	人/月	0	0	—	0	0	—	1	0	0.0%
	人日分/月	0	0	—	0	0	—	22	0	0.0%
知的障がい者	人/月	1	3	300.0%	1	5	500.0%	1	5	500.0%
	人日分/月	22	10	45.5%	22	51	231.8%	22	82	372.7%
精神障がい者	人/月	1	2	200.0%	1	1	100.0%	1	2	200.0%
	人日分/月	22	13	59.1%	22	13	59.1%	22	33	150.0%
合計	人/月	2	5	250.0%	2	6	300.0%	3	7	233.3%
	人日分/月	44	23	52.3%	44	64	145.5%	66	115	174.2%

※令和2(2020)年度の実績値は令和2(2020)年4月から11月までの平均値

④ 就労継続支援A型

- ・身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者とも利用者数で実績値が計画値を上回っています。利用量は、身体障がい者が微減していますが、知的障がい者、精神障がい者とも増加傾向にあります。

		平成 30(2018)年度			令和元(2019)年度			令和2(2020)年度		
		計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	見込	達成率
身体障がい者	人/月	1	2	200.0%	1	2	200.0%	1	2	200.0%
	人日分/月	22	42	190.9%	22	41	186.4%	22	36	163.6%
知的障がい者	人/月	2	2	100.0%	2	2	100.0%	2	2	100.0%
	人日分/月	44	28	63.6%	44	31	70.5%	44	34	77.3%
精神障がい者	人/月	3	5	166.7%	4	5	125.0%	5	8	160.0%
	人日分/月	66	62	93.9%	88	67	76.1%	110	76	69.1%
合計	人/月	6	9	150.0%	7	9	128.6%	8	12	150.0%
	人日分/月	132	132	100.0%	154	147	95.5%	176	146	83.0%

※令和2(2020)年度の実績値は令和2(2020)年4月から11月までの平均値

⑤ 就労継続支援B型

- ・身体障がい者及び精神障がい者は利用者数、利用量とも実績値が計画値を上回っています。知的障がい者の利用者数はほぼ横ばいですが、達成率は微減の傾向にあります。

		平成 30(2018)年度			令和元(2019)年度			令和 2 (2020)年度		
		計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	見込	達成率
身体障がい者	人/月	3	5	166.7%	3	7	233.3%	3	8	266.7%
	人日分/月	60	77	128.3%	60	104	173.3%	60	109	181.7%
知的障がい者	人/月	17	16	94.1%	19	15	84.2%	21	15	71.4%
	人日分/月	340	275	80.9%	380	284	74.7%	420	242	57.6%
精神障がい者	人/月	6	13	216.7%	7	17	242.9%	8	15	187.5%
	人日分/月	120	155	129.2%	140	237	169.3%	160	223	139.4%
合計	人/月	26	34	130.8%	29	39	134.5%	32	38	118.8%
	人日分/月	520	507	97.5%	580	625	107.8%	640	574	89.7%

※令和 2 (2020)年度の実績値は令和 2 (2020)年 4月から 11月までの平均値

⑥ 就労定着支援

- ・前期の目標値は0でしたが、知的障がい者で利用実績がありました。

		平成 30(2018)年度			令和元(2019)年度			令和 2 (2020)年度		
		計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	見込	達成率
身体障がい者	人/月	0	0	—	0	0	—	0	0	—
知的障がい者	人/月	0	1	100.0%	0	1	100.0%	0	1	100.0%
精神障がい者	人/月	0	0	—	0	0	—	0	0	—
合計	人/月	0	1	100.0%	0	1	100.0%	0	1	100.0%

※令和 2 (2020)年度の実績値は令和 2 (2020)年 4月から 11月までの平均値

⑦ 療養介護

- ・毎年度、計画値どおりの実績となっており、横ばいで推移しています。

		平成 30(2018)年度			令和元(2019)年度			令和 2 (2020)年度		
		計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	見込	達成率
合計	人/月	2	2	100.0%	2	2	100.0%	2	2	100.0%

※令和 2 (2020)年度の実績値は令和 2 (2020)年 4月から 11月までの平均値

④ 居住系サービス

① 自立生活援助

- ・前期期間を通じて、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者とも利用実績はありませんでした。

		平成 30(2018)年度			令和元(2019)年度			令和 2 (2020)年度		
		計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	見込	達成率
身体障がい者	人/月	0	0	—	0	0	—	0	0	—
知的障がい者	人/月	0	0	—	0	0	—	0	0	—
精神障がい者	人/月	0	0	—	0	0	—	0	0	—
合計	人/月	0	0	—	0	0	—	0	0	—

※令和 2 (2020)年度の実績値は令和 2 (2020)年 4 月から 11 月までの平均値

② 共同生活援助(グループホーム、旧・共同生活介護(ケアホーム)を含む)

- ・身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者とも実績値が計画値を上回っています。

		平成 30(2018)年度			令和元(2019)年度			令和 2 (2020)年度		
		計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	見込	達成率
身体障がい者	人/月	4	4	100.0%	4	4	100.0%	4	4	100.0%
知的障がい者	人/月	6	7	116.7%	7	10	142.9%	8	9	112.5%
精神障がい者	人/月	1	2	200.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%
合計	人/月	11	13	118.2%	12	15	125.0%	13	14	107.7%

※令和 2 (2020)年度の実績値は令和 2 (2020)年 4 月から 11 月までの平均値

③ 施設入所支援

- ・身体障がい者、知的障がい者とも利用実績はほぼ横ばいですが、知的障がい者は実績値が計画値を上回っています。なお、精神障がい者は、前期期間を通じて利用実績がありませんでした。

		平成 30(2018)年度			令和元(2019)年度			令和 2 (2020)年度		
		計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	見込	達成率
身体障がい者	人/月	5	4	80.0%	5	4	80.0%	4	3	75.0%
知的障がい者	人/月	8	10	125.0%	8	11	137.5%	8	11	137.5%
精神障がい者	人/月	0	0	—	0	0	—	0	0	—
合計	人/月	13	14	107.7%	13	15	115.4%	12	14	107.7%

※令和 2 (2020)年度の実績値は令和 2 (2020)年 4 月から 11 月までの平均値

⑤ 相談支援

① 計画相談支援

- ・身体障がい者、知的障がい者で利用者数が増加しており、とくに身体障がい者は令和元(2019)年度・令和 2 (2020)年度とも実績値が計画値を上回っています。

		平成 30(2018)年度			令和元(2019)年度			令和 2 (2020)年度		
		計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	見込	達成率
身体障がい者	人/月	4	3	75.0%	4	4	100.0%	4	5	125.0%
知的障がい者	人/月	3	1	33.3%	4	1	25.0%	4	2	50.0%
精神障がい者	人/月	2	1	50.0%	3	1	33.3%	3	1	33.3%
障がい児	人/月	0	0	—	0	0	—	0	0	—
合計	人/月	9	5	55.6%	11	6	54.5%	11	8	72.7%

※令和 2 (2020)年度の実績値は令和 2 (2020)年 4 月から 11 月までの平均値

② 地域移行支援

・前期期間を通じて、利用実績はありませんでした。

		平成 30(2018)年度			令和元(2019)年度			令和 2 (2020)年度		
		計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	見込	達成率
身体障がい者	人/月	0	0	—	0	0	—	0	0	—
知的障がい者	人/月	0	0	—	0	0	—	0	0	—
精神障がい者	人/月	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%
合計	人/月	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%

※令和 2 (2020)年度の実績値は令和 2 (2020)年 4 月から 11 月までの平均値

③ 地域定着支援

・前期期間を通じて、利用実績はありませんでした。

		平成 30(2018)年度			令和元(2019)年度			令和 2 (2020)年度		
		計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	見込	達成率
身体障がい者	人/月	1	0	0.0%	0	0	—	1	0	0.0%
知的障がい者	人/月	0	0	—	0	0	—	0	0	—
精神障がい者	人/月	1	0	0.0%	0	0	—	1	0	0.0%
合計	人/月	2	0	0.0%	0	0	—	2	0	0.0%

※令和 2 (2020)年度の実績値は令和 2 (2020)年 4 月から 11 月までの平均値

⑥ 地域生活支援事業

《相談支援事業》

① 障がい者相談支援事業

・基幹相談支援センターを含め、障がいのある人や家族からの相談ニーズに対応できるよう支援を行っています。

		平成 30(2018)年度			令和元(2019)年度			令和 2 (2020)年度		
		計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	見込	達成率
障がい者相談支援事業	か所	5	5	100.0%	5	5	100.0%	5	5	100.0%

※令和 2 (2020)年度の実績値は令和 2 (2020)年 4 月から 11 月までの平均値

② 基幹相談支援センター

		平成 30(2018)年度			令和元(2019)年度			令和 2 (2020)年度		
		計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	見込	達成率
基幹相談 支援センター	設置 有無	有	有	100.0%	有	有	100.0%	有	有	100.0%

※令和 2 (2020)年度の実績値は令和 2 (2020)年 4 月から 11 月までの平均値

③ 基幹相談支援センター等機能強化事業

- ・相談機能に加え、河南町、太子町及び千早赤阪村障がい者地域自立支援協議会の運営を事務局として行い、地域課題の抽出、共有を行っています。

		平成 30(2018)年度			令和元(2019)年度			令和 2 (2020)年度		
		計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	見込	達成率
基幹相談 支援センター等 機能強化事業	実施 有無	有	有	100.0%	有	有	100.0%	有	有	100.0%

※令和 2 (2020)年度の実績値は令和 2 (2020)年 4 月から 11 月までの平均値

④ 住宅入居等支援事業

- ・前期期間を通じて、実施実績はありませんでした。

		平成 30(2018)年度			令和元(2019)年度			令和 2 (2020)年度		
		計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	見込	達成率
住宅入居等 支援事業	実施有無	無	無	—	無	無	—	無	無	—

※令和 2 (2020)年度の実績値は令和 2 (2020)年 4 月から 11 月までの平均値

⑤ 理解促進研修・啓発事業

- ・前期期間を通じて、実施実績はありませんでした。

		平成 30(2018)年度			令和元(2019)年度			令和 2 (2020)年度		
		計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	見込	達成率
理解促進 研修・啓発 事業	実施有無	無	無	—	無	無	—	無	無	—

※令和 2 (2020)年度の実績値は令和 2 (2020)年 4 月から 11 月までの平均値

⑥ 自発的活動支援事業

・前期期間を通じて、実施実績はありませんでした。

		平成 30(2018)年度			令和元(2019)年度			令和 2(2020)年度		
		計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	見込	達成率
自発的活動 支援事業	実施有無	無	無	—	無	無	—	無	無	—

※令和 2(2020)年度の実績値は令和 2(2020)年 4 月から 11 月までの平均値

⑦ 成年後見制度利用支援事業

・前期期間を通じて、利用はありませんでした。

		平成 30(2018)年度			令和元(2019)年度			令和 2(2020)年度		
		計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	見込	達成率
成年後見制度 利用支援事業	人/年	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%

※令和 2(2020)年度の実績値は令和 2(2020)年 4 月から 11 月までの平均値

⑧ 成年後見制度法人後見支援制度

・前期期間を通じて、利用はありませんでした。

		平成 30(2018)年度			令和元(2019)年度			令和 2(2020)年度		
		計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	見込	達成率
成年後見制度 法人後見 支援制度	実施有無	無	無	—	無	無	—	無	無	—

※令和 2(2020)年度の実績値は令和 2(2020)年 4 月から 11 月までの平均値

《意思疎通支援事業》

- ・手話通訳者派遣事業は、平成30(2018)年度・令和元(2019)年度とも実績値が計画値を上回りました。令和2(2020)年度は新型コロナウイルスの影響により、派遣実績は0となっています。
- ・要約筆記者派遣事業は、前期期間を通じて利用がありませんでした。
- ・手話通訳者設置事業は、前期期間を通じて利用がありませんでした。
- ・手話奉仕員養成研修事業は、令和2(2020)年度は3月末に研修を実施予定です。

		平成30(2018)年度			令和元(2019)年度			令和2(2020)年度		
		計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	見込	達成率
手話通訳者 派遣事業	件/年	13	21	161.5%	14	21	150.0%	15	0	0.0%
要約筆記者 派遣事業	件/年	0	0	—	0	0	—	0	0	—
手話通訳者 設置事業	人/年	0	0	—	0	0	—	0	0	—
手話奉仕員 養成研修事業	人/年	10	7	70.0%	11	6	54.5%	12	6	50.0%

※令和2(2020)年度の実績値は令和2(2020)年4月から11月までの平均値

《日常生活用具給付等事業》

- ・排せつ管理支援用具は、前期期間を通じて実績値が計画値を上回りました。
- ・居宅生活動作補助用具は、平成30(2018)年度・令和元(2019)年度に1名の利用がありました。

		平成30(2018)年度			令和元(2019)年度			令和2(2020)年度		
		計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	見込	達成率
介護訓練 支援用具	件/年	3	0	0.0%	3	1	33.3%	3	0	0.0%
自立生活 支援用具	件/年	2	8	400.0%	2	3	150.0%	2	0	0.0%
在宅医療等 支援用具	件/年	3	1	33.3%	3	4	133.3%	3	0	0.0%
情報・意思 疎通支援用具	件/年	1	4	400.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%
排せつ管理 支援用具	件/年	360	476	132.2%	360	439	121.9%	360	424	117.8%
居宅生活 動作補助用具	人/年	2	1	50.0%	2	1	50.0%	2	0	0.0%

※令和2(2020)年度の実績値は令和2(2020)年4月から11月までの平均値

《移動支援事業》

① 移動支援事業

- ・身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者は利用者数で実績値が計画値を上回りましたが、利用量は減少の傾向にあります。障がい児は利用者数が横ばいですが、利用量は毎年度実績値が計画値を上回っています。

		平成 30(2018)年度			令和元(2019)年度			令和 2 (2020)年度		
		計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	見込	達成率
身体障がい者	人/年	9	12	133.3%	10	12	120.0%	11	12	109.1%
	時間/年	1,800	1,216	67.6%	2,000	869	43.5%	2,200	408	18.5%
知的障がい者	人/年	19	20	105.3%	20	22	110.0%	21	24	114.3%
	時間/年	1,710	1,933	113.0%	1,800	1,708	94.9%	1,890	1,211	64.1%
精神障がい者	人/年	4	8	200.0%	5	9	180.0%	6	10	166.7%
	時間/年	1,120	1,236	110.4%	1,400	1,215	86.8%	1,680	1,152	68.6%
障がい児	人/年	7	5	71.4%	8	5	62.5%	9	5	55.6%
	時間/年	310	537	173.2%	370	461	124.6%	430	540	125.6%
合計	人/月	39	45	115.4%	43	48	111.6%	47	51	108.5%
	時間/月	4,940	4,922	99.6%	5,570	4,253	76.4%	6,200	3,311	53.4%

※令和 2 (2020)年度の実績値は令和 2 (2020)年 4 月から 11 月までの平均値

《地域活動支援センター等》

① 地域活動支援センター事業

- ・令和元(2019)年度・令和 2 (2020)年度、同数の利用者がありました。

		平成 30(2018)年度			令和元(2019)年度			令和 2 (2020)年度		
		計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	見込	達成率
地域活動支援センター事業	か所	1	1	100.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%
	人/年	5	0	0.0%	6	4	66.7%	7	4	57.1%

※令和 2 (2020)年度の実績値は令和 2 (2020)年 4 月から 11 月までの平均値

《日常生活支援》

① 日中一時支援

- ・利用者数は前期期間を通じて同数でした。

		平成 30(2018)年度			令和元(2019)年度			令和 2 (2020)年度		
		計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	見込	達成率
日中一時支援	人/年	5	6	120.0%	6	6	100.0%	7	6	85.7%

※令和 2 (2020)年度の実績値は令和 2 (2020)年 4 月から 11 月までの平均値

② 訪問入浴サービス

・前期期間を通じて、利用はありませんでした。

		平成 30(2018)年度			令和元(2019)年度			令和 2 (2020)年度		
		計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	見込	達成率
訪問入浴サービス	人/年	1	0	0.0%	2	0	0.0%	3	0	0.0%

※令和 2 (2020)年度の実績値は令和 2 (2020)年 4 月から 11 月までの平均値

《社会参加支援》

① 社会参加支援

・毎年度のスポーツ大会の実績ですが、令和 2 (2020)年度は新型コロナウイルスの影響により中止となったことから 0 となっています。

		平成 30(2018)年度			令和元(2019)年度			令和 2 (2020)年度		
		計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	見込	達成率
社会参加支援	件/年	110	78	70.9%	120	86	71.7%	130	0	0.0%

※令和 2 (2020)年度の実績値は令和 2 (2020)年 4 月から 11 月までの平均値

第1期障がい児福祉計画

(3) 成果目標に関する実績評価

① 障がい児に対する重層的な地域支援体制の構築

区分	目標値	実績値	国の基本的指針・大阪府の考え方
児童発達支援センターを市町村、圏域に設置	設置	圏域に設置	令和2(2020)年度末までに、各市町村または圏域に少なくとも1か所以上設置

✚ 富田林市、河内長野市、大阪狭山市、河南町、太子町、千早赤阪村の圏域で設置しています。

区分	目標値	実績値	国の基本的指針・大阪府の考え方
保育所等訪問支援事業の実施	構築	構築	令和2(2020)年度末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築

✚ 児童発達支援センターを中心に体制を構築しています。

② 医療的ニーズへの対応

区分	目標値	実績値	国の基本的指針・大阪府の考え方
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所の確保	設置	未設置	令和2(2020)年度末までに各市町村または圏域で少なくとも1か所以上設置

✚ 町内に事業所を確保することができていないため、利用者は近隣市町村の事業所を利用しています。

区分	目標値	実績値	国の基本的指針・大阪府の考え方
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	設置	未設置	令和2(2020)年度末までに、各圏域及び市町村において、保健・医療・福祉・保育・教育等の関係機関が連携、協議できる場を設置

✚ 自立支援協議会を活用することを前提に検討をおこなっていますが、医療機関の参加が課題となっています。

(4) 成果指標(見込量)に関する実績評価

① 障がい児支援サービス

① 児童発達支援

・利用者数は、ほぼ横ばいでした。利用量については増加傾向にありますが、実績値が計画値を下回っています。

		平成 30(2018)年度			令和元(2019)年度			令和 2 (2020)年度		
		計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	見込	達成率
児童発達 支援	人/月	12	15	125.0%	15	14	93.3%	18	15	83.3%
	人日分/月	194	123	63.4%	260	126	48.5%	326	160	49.1%

※令和 2 (2020)年度の実績値は令和 2 (2020)年 4 月から 11 月までの平均値

② 医療型児童発達支援

・前期期間を通じて、利用実績はありませんでした。

		平成 30(2018)年度			令和元(2019)年度			令和 2 (2020)年度		
		計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	見込	達成率
医療型児童 発達支援	人/月	0	0	—	0	0	—	0	0	—
	人日分/月	0	0	—	0	0	—	0	0	—

※令和 2 (2020)年度の実績値は令和 2 (2020)年 4 月から 11 月までの平均値

③ 放課後等デイサービス

・利用者数については実績値が計画値を上回っていますが、利用量については下回っています。

		平成 30(2018)年度			令和元(2019)年度			令和 2 (2020)年度		
		計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	見込	達成率
放課後等 デイサービス	人/月	21	30	142.9%	25	39	156.0%	29	39	134.5%
	人日分/月	356	190	53.4%	460	406	88.3%	564	377	66.8%

※令和 2 (2020)年度の実績値は令和 2 (2020)年 4 月から 11 月までの平均値

④ 保育所等訪問支援

・実績値が計画値を前上回っており、かつ利用回数も増加傾向にあります。

		平成 30(2018)年度			令和元(2019)年度			令和 2 (2020)年度		
		計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	見込	達成率
保育所等 訪問支援	回数/月	5	5	100.0%	6	8	133.3%	7	9	128.6%

※令和 2 (2020)年度の実績値は令和 2 (2020)年 4 月から 11 月までの平均値

⑤ 居宅訪問型児童発達支援

・前期期間を通じて、利用実績はありませんでした。

		平成 30(2018)年度			令和元(2019)年度			令和 2 (2020)年度		
		計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	見込	達成率
居宅訪問型 児童発達 支援	回数/月	0	0	—	0	0	—	0	0	—

⑥ 障がい児相談支援

・実績値が計画値を下回っていますが、利用実績、達成率とも増加傾向にあります。

		平成 30(2018)年度			令和元(2019)年度			令和 2 (2020)年度		
		計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	見込	達成率
障がい児 相談支援	回数/月	4	3	75.0%	5	4	80.0%	6	5	83.3%

※令和 2 (2020)年度の実績値は令和 2 (2020)年 4 月から 11 月までの平均値

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

本計画は、第3期障がい者計画の基本的な考えを継承し、その連続性、整合性を図る観点から、基本理念は、『障がいのある人が、自己決定に基づいて、その人らしく生活できるまち、障がいのある人とない人が、互いに理解しあい支えあってきずなを深め、共に生きるまち』とします。

「障害者基本法」が掲げる「障がいの有無によって分け隔てられることなく、障がいのある人もない人も相互に人格と個性を尊重し合い、地域でともに支えあいながら暮らすことができる共生社会の実現」に向けた取り組みを行っていきたいと考えます。

◎ 基本理念 ◎

障がいのある人が、自己決定に基づいて、その人らしく生活できるまち、障がいのある人とない人が、互いに理解しあい支えあってきずなを深め、共に生きるまち

2. 基本方針

(1) 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がいのある人の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がいのある人が必要とする障がい福祉サービス等の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を基本として、障がい福祉サービス及び障がい児通所支援等の提供体制の整備を進めていきます。

(2) 障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービス等の実施

本町が実施主体となって、障がい福祉サービス等の充実を図るとともに、大阪府の適切な支援等を通じて、格差のない等しく受けられる障がい福祉サービス等の均てん化を図ります。

また、発達障がい者や高次脳機能障がい者が、障害者総合支援法の給付対象であることの周知とともに、難病患者の福祉サービスの活用促進に努めます。

さらに、強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がいのある人に対して、障がい福祉サービス等において適切な支援ができる体制の充実を図ります。

(3) 入所から地域生活への移行、地域生活の継続支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がいのある人の自立支援を図るため、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続支援、就労支援といった課題に対応したサービスが実施できるよう、本町の地域資源を最大限に活用し、サービス提供体制の整備に努めます。

(4) 地域共生社会の実現に向けた取り組み

地域共生社会の実現に向けて、地域づくりに取り組む仕組みづくりや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保とともに、本町の地理的条件や地域資源の実態を踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組めます。そのため、次のような支援を一体的に実施できるよう努めます。

- 地域の様々な相談を受け止め、自ら対応やつなぐ機能、多機能協働の中核的機能、伴走支援を中心的に担う機能を備えた相談支援
- 相談支援と一体的に行う就労支援・居住支援等多様な社会参加に向けた支援
- 交流や参加の機会を生み出すコーディネート機能及び住民同士が出会い参加することのできる場や居場所の機能を備えた支援

(5) 障がい児の健やかな育成のための発達支援

保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携し、障がいのある児童のライフステージに沿った、切れ目のない一貫した支援体制の構築に努めます。

母子保健施策や小児慢性特定疾病施策との緊密な連携により、障がい児通所支援の体制整備や障がいのある児童の早期発見・支援や健全育成とともに、就学時や卒業時において円滑な支援の引継ぎにより、障がいのある児童のライフステージに応じた対応力の強化を図ります。

また、難聴児については、大阪府との連携により、早期発見や円滑かつ適切な支援・治療へのつなぎに努めるとともに、強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がいのある児童に対する支援体制の整備を図っていきます。

障がいのある児童の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進を図るため、障がい児通所支援事業所等が保育所や認定こども園、放課後児童クラブ、幼稚園、小学校、特別支援学校等と支援協力体制が築けるよう連携します。

(6) 障がい福祉人材の育成

障がい福祉サービス等を提供する事業所に対し、障がい福祉を担う人材を確保するため、専門性や権利擁護の視点も含めた研修を充実するとともに、職場環境の改善を図っていくことの周知・広報等を積極的に行います。さらに、自立支援協議会等を活用し、障がい福祉サービス事業所等における、利用者の安全確保、防災・防犯対策、さらには、感染症対策について周知していきます。

(7) 障がい者の社会参加を促進する取り組み

障がいのある人の社会参加を促進するため、障がいのある人が個性や能力を発揮できるような支援体制の構築に取り組みます。また、視覚障がいのある人等の読書環境の整備を計画的に推進していきます。「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」を踏まえ、障がいのある人が文化芸術を享受鑑賞し、または創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を図るとともに、視覚障がいのある人等の読書環境の整備を計画的に推進していきます。また、体育館等でのバリアフリー化等の環境整備に努めていきます。

さらに、ユニバーサルデザインの考え方を浸透させ、バリアフリー化の推進や、十分な情報・コミュニケーションの確保を通じて、地域での快適な生活環境の整備を図ります。

3. 障がい福祉サービス等の提供体制に関する基本的な考え方

(1) 訪問系サービスの充実

訪問系サービスは、障がいのある人の地域生活を考える上で、中心的な役割を担うサービスです。障がいのある人の重度化・家族を含めた高齢化等により、サービス利用者が多様化しています。各種サービスに関する情報収集・提供に努めるとともに、事業者への制度やニーズ等を周知することによって、サービス提供体制の確保を図ります。

また、障がいのある人はない人と比べ活動性が低く、暦年齢よりも早く体力が低下し、自立生活が困難になる時期が早いケースがあることに鑑み、フレイル予防の観点から、体力が低下し始める前から運動能力を維持するトレーニング等の取り組みを、今後、町地域包括支援センターで実施している「介護予防・生活支援サービス事業」との一体的実施を視野に取り組みます。

(2) 日中活動サービスの充実

障がいのある人の社会参加の促進に向けて、障がいのある人の希望や多様なニーズに応じて適切な日中活動の場を提供できるよう、多様なサービス提供体制の確保に努めます。

また、本町の課題である就労機会の拡充に向け、事業者や大阪府をはじめ、企業、関係各課等と連携し事業所ごとの利用者ニーズや今後の参入意向なども踏まえながら、就労支援の強化に努めます。

(3) 障がいのある人の地域生活を支援するサービス提供体制の整備

障がいのある人の地域生活への移行を促進するため、地域における居住の場としてのグループホームの充実を図るとともに、地域移行支援及び地域定着支援、自立訓練事業等の推進により、入所などから地域生活への移行を推進します。そのため、管内の福祉施設等の支援に係るニーズの把握に努めます。

グループホームは、地域での自立を進める場であり、社会生活能力を高める訓練の場として機能を周知するとともに、安定的に運営できる設置形態についての情報提供等を通じ、地域や事業者の理解を深めサービス量の確保とサービス提供体制の整備に努めます。

(4) 障がいのある人の就労支援の強化・充実

就労移行支援事業等の推進により、障がいのある人の福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、就職後の職場定着への支援を強化するため、関係機関等とも連携し、就労支援の充実・強化を図ります。また、南河内南障害者就業・生活支援センターやハローワークをはじめ、企業、庁内の関係各課等との連携を図りながら、民間事業所における障がいのある人の雇用拡大を図っていきます。

障害者優先調達推進法に基づき、障がい者就労支援施設等が供給する物品及び役務に対する需要の増進に向けた取組みについて、障がい者就労支援施設等と調整を図ることに努めます。他にも、本町の主要産業である農業を福祉分野に活用し、障がいのある人が持つ能力を最大限発揮でき、各々の特性に応じた農業生産活動に参画する「農福連携」の取組みに努めます。

障がいのある人にとって、働くことが不利益にならないよう、合理的配慮の周知・啓発に努めます。

(5) 多様な相談ニーズに対応できる総合的な相談支援体制の確立

サービス利用者の権利擁護と選択の自由を保障することを基本に、障がいのある人に対するサービスの提供とともに、適切に利用できるよう、当事者やその家族等に対する相談支援体制の充実を図ります。相談に応じる体制の充実に加えて、サービス等利用計画の作成を含めた相談支援を行う人材の育成支援、利用者や地域の障がい福祉サービス等の社会的基盤の整備の実情を把握することに努めます。

基幹相談支援センターを拠点とした障がいの種別を問わない、総合的な相談業務に関する支援を実施し、障がいのある人及びその家族が住み慣れた地域で安心して生活できる支援体制の充実を図ります。アンケート結果において、相談先や情報の入手先の大半が「家族や親せき」となっていることから、その機能の脆弱性や情報量・専門性等の不十分さを解消し、障がいのある人及びその家族等に対する相談支援体制の充実を図るため、行政機関による基幹相談支援センターを始めとした相談支援体制の周知に努めます。また、相談支援に関して指導的役割を担う人材である主任相談支援専門員を計画的に確保するとともに、その機能を有効に活用できるよう努めます。

自立支援協議会の運営においては、関係機関との有機的な連携の下で、障がいのある人の実態把握、支援に係る地域資源の評価、支援体制の改善・実効性の確保・機能充実等を図ることに努めます。また、大阪府との連携により、居住支援協議会や発達障がい者支援センターや高次脳機能障がい支援拠点、難病相談支援センター等との連携に努めます。

(6) 障がい児通所支援サービス提供体制の計画的な整備

障がい児通所支援等における障がい児及びその家族に対する支援については、障がい児の障がい種別や年齢等のニーズに応じて、身近な場所で提供できるよう、地域における支援体制の整備が必要です。児童発達支援センターは、障がいの重度化・複雑化や多様な特性に応じて専門的な機能を強化し、保育所等訪問支援事業等を効果的に活用することによって、保育所等の育ちの場とつながる、重層的な障がい児通所支援の中核的な施設としてその役割が求められており、ニーズ量を見極めながら実施体制の充実を図ります。

障がい児支援が適切に行われるよう、学校、障がい児通所支援事業所、障がい児入所施設、障がい児相談支援事業所、就労移行支援等の障がい福祉サービスを提供する事業所の緊密な連携を図るとともに、就学時や卒業時において、円滑な支援の引継ぎが実施されるよう対応力の強化に努めます。

入所している児童が18歳以降も適切な支援を受けることができるよう、基幹相談支援センターを中心に関係機関と連携を図り、協議体制の整備に努めていきます。

医療的ケア児の支援のため、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図る協議の場の設置とともに、医療的ケア児の発達段階に応じた支援の充実を図ります。

虐待を受けた障がいのある児童に対しては、その児童の状況等に応じ、関係機関と連携して、きめ細やかな支援を行います。

(7) 障がい者等に対する虐待の防止

障がいのある人への虐待は尊厳を害するもので、障がいのある人の自立や社会参加にとって虐待を防止することは極めて重要です。虐待防止、早期発見、虐待を受けた障がいのある人に対する保護や自立支援、養護者に対する支援等を行うことにより、障がいのある人の権利利益の擁護に資することを目的とした「障害者虐待防止法」が平成24(2012)年10月に施行されています。

本町で設置している障がい者虐待防止センター(=基幹相談支援センター)を活用し、虐待通報時の速やかな安全確認や事実確認と終結に至るまでの適切な対応を行います。

また、自立支援協議会等のネットワークを活用し、虐待の早期発見と虐待と疑われる事案の速やかな通報に努めるとともに、24時間対応の障がい者虐待防止センターにおいて、夜間・土日祝日等の閉庁時間の対応、相談・通報体制の充実を図ります。

(8) 障がい理由とする差別の解消

障がいのある人に対して、正当な理由がなく、障がいを理由として差別することを禁止する「不当な差別的取扱いの禁止」、障がいのある人から、社会のバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応を求めた「合理的配慮の提供」からなる「障害者差別解消法」が平成 28（2016）年 4 月に施行されています。

障がいのある人もない人も含めて、安全・安心に地域で生活ができるよう、障がいを理由とする差別の禁止とともに、基幹相談支援センターを中心とした、相談体制について、周知・啓発に努めます。

第4章 第6期障がい福祉計画

第6期障がい福祉計画、第2期障がい児福祉計画においては、令和5(2023)年度を目標年度として、障がい福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標(成果目標)とともに、令和3(2021)年度から令和5(2023)年度までの各年度末の障がい福祉サービス等の各分野における取組の状況を分析するための成果指標(見込量)を設定し、障がい福祉サービス等の充実を図っていきます。

本章においては障がい福祉計画として、国の基本指針及び大阪府の基本的な考え方に基づき、成果目標及び成果指標を設定しています。

1. 成果目標

(1) 施設入所者の地域生活への移行

① 施設入所者の地域移行者数

国の基本指針	大阪府の基本的な考え方	本町の目標
地域移行者数を令和元(2019)年度末施設入所者の6%以上と設定する。	国の基本指針に沿った目標設定とする。	令和5(2023)年度末時点で2人が地域生活へ移行することを目標とします。 (令和元(2019)年度末時点の施設入所者数14人)

② 施設入所者数の削減

国の基本指針	大阪府の基本的な考え方	本町の目標
施設入所者数を令和元(2019)年度末の1.6%以上削減と設定する。	国の基本指針に沿った目標設定とする。	令和5(2023)年度末時点の施設入所者数を12人にすることを目標とします。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

① 精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数

国の基本指針	大阪府の基本的な考え方	本町の目標
令和5(2023)年度末における精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とする。	国の基本指針に沿った目標設定とする。	国の基本指針、大阪府の基本的な考え方に準じ、平均316日以上を目標とします。

② 精神病床における1年以上長期入院患者数

国の基本指針	大阪府の基本的な考え方	本町の目標
令和5(2023)年度末における1年以上長期入院患者数(65歳以上、65歳未満)を国が提示する推計式を用いて選定する。	令和5(2023)年6月末時点での精神病床における1年以上の長期入院患者数8,688人を目標値として設定する。令和元(2019)年度時点の大阪府の精神病床における1年以上の長期入院患者数に占める各市町村の精神病床における1年以上の長期入院患者数の割合で按分した数値を下限に目標設定すること。また、65歳以上、65歳未満の年齢区分は設定しない。	令和5(2023)年6月末時点で精神病床における1年以上の長期入院患者数9人を目標とします。 (令和元(2019)年度時点の入院患者数は10人)

③ 精神病床における早期退院率(入院後3か月時点、入院後6か月時点、入院後1年時点)

国の基本指針	大阪府の基本的な考え方	本町の目標
令和5(2023)年度末における入院後3か月時点の退院率は69%以上、6か月時点の退院率は86%以上、入院後1年時点の退院率は92%以上と設定する。	国の基本指針に沿った目標設定とする。	国の基本指針、大阪府の基本的な考え方に準じ、入院後3か月時点の退院率は69%以上、6か月時点の退院率は86%以上、入院後1年時点の退院率は92%以上を目標とします。

(3) 地域生活支援拠点等有する機能の充実

国の基本指針	大阪府の基本的な考え方	本町の目標
令和5(2023)年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため年1回以上の運用状況を検証及び検討することを基本とする。	地域生活支援拠点等の整備後は、支援困難事例等のノウハウ蓄積・活用を行いながら、PDCAサイクルの視点で機能の充実を図っていく。大阪府として市町村の検証、検討状況を取りまとめ、市町村担当者会議などで情報の共有を行う。	本町では、地域生活支援拠点等を富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、千早赤阪村と共同で、平成31(2019)年4月に整備済です。今後は緊急時の居室確保やグループホーム体験の場等による機能の充実を図っていきます。また、市町村担当者会議などで年1回以上、運用状況を検証及び検討していきます。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

① 就労移行支援等を通じた一般就労への移行者数

国の基本指針	大阪府の基本的な考え方	本町の目標
令和5(2023)年度末までに、就労移行支援等を通じた一般就労への移行者数を、令和元年度実績の1.27倍以上とする。	国の基本指針に沿った目標設定とする。	令和5(2023)年度末までに、4人を就労移行することを目標とします。 (令和元(2019)年度実績1人)

【内訳】

① 就労移行支援

国の基本指針	大阪府の基本的な考え方	本町の目標
令和5(2023)年度末までに、令和元(2019)年度実績の1.30倍以上とする。	国の基本指針に沿った目標設定とする。	令和5(2023)年度末までに、1人を就労移行することを目標とします。 (令和元(2019)年度実績0人)

② 就労継続支援A型

国の基本指針	大阪府の基本的な考え方	本町の目標
令和5(2023)年度末までに令和元年度実績の概ね1.26倍以上を基本とする。	国の基本指針に沿った目標設定とする。	令和5(2023)年度末までに1人を就労移行することを目標とします。(令和元(2019)年度実績0人)

③ 就労継続支援B型

国の基本指針	大阪府の基本的な考え方	本町の目標
令和5(2023)年度末までに令和元年度実績の概ね1.23倍以上とする。	国の基本指針に沿った目標設定とする。	令和5(2023)年度末までに2人を就労移行することを目標とします。(令和元(2019)年度実績1人)

② 就労定着支援の利用者数

国の基本指針	大阪府の基本的な考え方	本町の目標
令和5(2023)年度末までにおける就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを設定する。	国の基本指針に沿った目標設定とする。	令和5(2023)年度末までに、就労移行支援事業等を利用して、一般就労する者のうち、国の基本指針、大阪府の基本的な考え方に準じて、7割が就労定着支援事業を利用することを目標とします。

③ 就労定着支援の就労定着率

国の基本指針	大阪府の基本的な考え方	本町の目標
就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とする。	国の基本指針に沿った目標設定とする。	本町には就労定着支援事業所がありません。

⑥ 就労継続支援(B型)事業所における工賃の平均額

国の基本指針	大阪府の基本的な考え方	本町の目標
—	大阪府の工賃の目標額は、個々の就労継続支援B型事業所において設定した目標工賃などを参考とし、大阪府自立支援協議会就労支援部会工賃向上委員会の意見を踏まえて設定する。管内の就労継続支援B型事業所において設定した目標工賃を踏まえ、目標設定をする。	管内の就労継続支援B型事業所において設定した目標工賃額及び令和元年度工賃実績調査の結果を踏まえ、令和5(2023)年度の就労継続支援事業所における工賃の平均額を11,000円にすることを目標とします。(令和元(2019)年度工賃実績調査の結果10,138円(管内事業所の平均額))

(5) 相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針	大阪府の基本的な考え方	本町の目標
令和5(2023)年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。	<ul style="list-style-type: none"> 令和5(2023)年度末までに、基幹相談支援センターを全ての市町村において設置する。 地域の実情に応じた関係機関の明確な役割分担と有機的な連携といった相談支援体制の充実・強化に向けた取組に対し支援を行う。 都道府県相談支援体制整備事業によるアドバイザーの派遣を行い、地域における相談支援の中核となる基幹相談支援センターの設置や機能強化及び自立支援協議会の活性化を促す。 	本町では、太子町及び千早赤阪村と共同で基幹相談支援センターを設置しています。基幹相談支援センターを中心に、自立支援協議会の運営を行い関係機関と連携し、相談支援体制の充実・強化を図ります。

(6) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

① 障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用

国の基本指針	大阪府の基本的な考え方	本町の目標
令和5(2023)年度末までに障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。	研修の実施等により市町村職員の質の向上にも努められたい。	障がい福祉サービス等の質を向上させるため、研修の活用により、担当者等の質の向上に努めます。

② 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

国の基本指針	大阪府の基本的な考え方	本町の目標
令和5(2023)年度末までに障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者自立支援審査支払等システムなどでエラーの多い項目などについて集団指導の場で注意喚起を行う。 ・ 不正請求など未然防止や発見のため、審査事務を担っている市町村との連携体制を構築する。 	障害者自立支援審査支払等システムの導入により、報酬の審査等を行っています。今後も大阪府と連携し、不正請求等の未然防止や発見に努めます。

③ 障がい福祉サービス事業所等に対する指導・監査結果の共有

国の基本指針	大阪府の基本的な考え方	本町の目標
令和5(2023)年度末までに障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。	都道府県が実施する指定障がい福祉サービス事業者及び指定障がい児通所支援事業者などに対する指導について、府内の指定権限を有する市町村などと課題や対応策について協議する場を設置する。	障がい福祉サービス事業所及び障がい児通所支援事業所の指定事務を行う広域福祉課と協力・連携し、指導監査を実施し、結果の共有に努めます。

2. 成果指標(見込量)

(1) 訪問系サービス

① 居宅介護

		令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
身体障がい者	人/月	19	19	22
	時間/月	480	505	540
知的障がい者	人/月	5	5	8
	時間/月	130	155	190
精神障がい者	人/月	14	17	17
	時間/月	210	255	275
障がい児	人/月	3	3	3
	時間/月	105	120	135
合計	人/月	41	44	50
	時間/月	925	1,035	1,140

② 重度訪問介護

		令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
身体障がい者	人/月	3	3	3
	時間/月	620	720	820
知的障がい者	人/月	0	0	0
	時間/月	0	0	0
精神障がい者	人/月	0	0	0
	時間/月	0	0	0
合計	人/月	3	3	3
	時間/月	620	720	820

③ 同行援護

		令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
身体障がい者	人/月	3	3	4
	時間/月	50	50	65
障がい児	人/月	0	0	0
	時間/月	0	0	0
合計	人/月	3	3	4
	時間/月	50	50	65

④ 行動援護

		令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
知的障がい者	人/月	2	2	2
	時間/月	90	90	90
精神障がい者	人/月	0	0	0
	時間/月	0	0	0
障がい児	人/月	0	0	0
	時間/月	0	0	0
合計	人/月	2	2	2
	時間/月	90	90	90

⑤ 重度障がい者等包括支援

		令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
身体障がい者	人/月	0	0	0
	時間/月	0	0	0
知的障がい者	人/月	0	0	0
	時間/月	0	0	0
精神障がい者	人/月	0	0	0
	時間/月	0	0	0
障がい児	人/月	0	0	0
	時間/月	0	0	0
合計	人/月	0	0	0
	時間/月	0	0	0

【見込量確保のための方策】

訪問系サービスにおいては、障がいのある人の自己決定を尊重し、利用者本位のサービス提供を推進するため、各種サービスに関する情報収集・情報提供に努めるとともに、既存の居宅介護事業所や介護保険法に基づく介護保険事業所に対し、制度やニーズ等を周知し、参入を働きかけます。

(2) 短期入所

① 短期入所

		令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
身体障がい者	人/月	3	4	5
	人日/月	21	28	35
知的障がい者	人/月	2	3	4
	人日/月	14	21	28
精神障がい者	人/月	1	1	1
	人日/月	7	7	7
障がい児	人/月	2	2	2
	人日/月	14	14	14
合計	人/月	8	10	12
	人日/月	56	70	84

【見込量確保のための方策】

支援者の高齢化や親亡き後を見据えたサービス利用を周知するとともに、既存の居宅介護事業所や介護保険サービス事業者に対し、制度やニーズ等を周知し、参入を働きかけます。

(3) 日中活動系サービス

① 生活介護

		令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
身体障がい者	人/月	20	21	22
	人日/月	280	300	320
知的障がい者	人/月	24	25	26
	人日/月	480	500	520
精神障がい者	人/月	3	3	4
	人日/月	30	30	40
合計	人/月	47	49	52
	人日/月	790	830	880

② 自立訓練(機能訓練・生活訓練)

		令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
身体障がい者	人/月	1	1	1
	人日/月	22	22	22
知的障がい者	人/月	1	1	1
	人日/月	22	22	22
精神障がい者	人/月	1	1	1
	人日/月	22	22	22
合計	人/月	3	3	3
	人日/月	66	66	66

③ 就労移行支援

		令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
身体障がい者	人/月	0	0	1
	人日/月	0	0	22
知的障がい者	人/月	5	7	7
	人日/月	90	126	126
精神障がい者	人/月	2	2	2
	人日/月	44	44	44
合計	人/月	7	9	10
	人日/月	134	170	192

④ 就労継続支援A型

		令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
身体障がい者	人/月	2	2	2
	人日/月	44	44	44
知的障がい者	人/月	2	2	2
	人日/月	44	44	44
精神障がい者	人/月	8	8	11
	人日/月	120	120	165
合計	人/月	12	12	15
	人日/月	208	208	253

⑤ 就労継続支援B型

		令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
身体障がい者	人/月	9	11	12
	人日/月	135	165	180
知的障がい者	人/月	15	16	16
	人日/月	300	320	320
精神障がい者	人/月	15	15	16
	人日/月	225	225	240
合計	人/月	39	42	44
	人日/月	660	710	740

⑥ 就労定着支援

就労定着支援		令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
身体障がい者	人/月	0	0	0
知的障がい者	人/月	1	1	2
精神障がい者	人/月	0	0	0
合計	人/月	1	1	2

⑦ 療養介護

療養介護		令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
合計	人/月	2	2	2

【見込量確保のための方策】

日中活動系サービスでは、就労機会の拡充に向け、事業者や大阪府をはじめ、企業、関係各課等と連携し、意見の把握に努めるとともに、事業所ごとの利用者のニーズや今後の参入意向等も踏まえながら、就労支援の強化に努めていきます。

(4) 居住系サービス

① 自立生活援助

		令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
身体障がい者	人/月	1	1	1
知的障がい者	人/月	1	1	1
精神障がい者	人/月	1	1	1
合計	人/月	3	3	3

② 共同生活援助(グループホーム)

		令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
身体障がい者	人/月	4	4	5
知的障がい者	人/月	9	9	10
精神障がい者	人/月	1	1	1
合計	人/月	14	14	16

③ 施設入所支援

		令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
身体障がい者	人/月	3	3	3
知的障がい者	人/月	10	10	9
精神障がい者	人/月	0	0	0
合計	人/月	13	13	12

【見込量確保のための方策】

共同生活援助は、地域での自立を進める場であり、社会生活能力を高める訓練の場としての機能を有することを周知するとともに、安定的に運営できる設置形態についての、情報提供等を通じて、地域や事業者の理解を深め、サービス量の確保に努めます。

(5) 相談支援

① 計画相談支援

		令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
身体障がい者	人/月	6	7	8
知的障がい者	人/月	2	2	3
精神障がい者	人/月	1	1	1
障がい児	人/月	0	0	0
合計	人/月	9	10	12

② 地域移行支援

		令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
身体障がい者	人/月	0	0	0
知的障がい者	人/月	0	0	0
精神障がい者	人/月	1	1	1
合計	人/月	1	1	1

③ 地域定着支援

		令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
身体障がい者	人/月	0	0	0
知的障がい者	人/月	0	0	0
精神障がい者	人/月	1	1	1
合計	人/月	1	1	1

【見込量確保のための方策】

地域生活支援事業における相談支援事業との連携を図りながら、指定相談支援事業者によるサービス利用計画の作成やサービス事業所との調整、モニタリングなど、個々に応じた福祉サービス利用援助(障がい者ケアマネジメント)が提供できるよう、支援システムの確立とサービス提供体制の充実を図ります。

(6) 発達障がい者等に対する支援

① パARENTトレーニングやPARENTプログラム等の支援プログラム等の受講者数

		令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
合計	人/年	0	0	0

② PARENTメンターの人数

		令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
合計	人	0	0	0

③ PIAサポートの活動への参加人数

		令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
合計	人/年	0	0	0

【見込量確保のための方策】

現在、本町において、知的障がい者や発達障がい等のある子どももつ親を対象にしたPARENTトレーニング等は実施しておりませんが、事業実施に向けて関係部局とも連携し、検討を行います。

(7) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

① 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数

		令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
合計	回/年	1	1	1

② 保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数

		令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
保健	人/年	1	1	1
医療	人/年	1	1	1
福祉	人/年	4	4	4
介護	人/年	0	0	0
当事者	人/年	0	0	0
家族	人/年	0	0	0
その他	人/年	0	0	0
合計	人/年	6	6	6

③ 保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数

		令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
目標	—	1	1	1
評価の 実施回数	回/年	1	1	1

④ 精神障がい者の地域移行支援

		令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
合計	人/月	1	1	1

⑤ 精神障がい者の地域定着支援

		令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
合計	人/月	1	1	1

⑥ 精神障がい者の共同生活援助（グループホーム）

		令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
合計	人/月	1	1	1

⑦精神障がい者の自立生活援助

		令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
合計	人/年	1	1	1

【見込量確保のための方策】

自立支援協議会の地域移行推進会を活用し、保健、医療及び福祉関係者による協議を行い、精神障がいのある人の地域移行推進を図ります。また、精神障がいのある人が地域で自立した生活を送るため、基幹相談支援センターを中心とした相談支援事業者との連携を図り、サービス提供体制の充実を図ります。

(8) 地域生活支援事業

① 相談支援事業

①-1) 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・援助

		令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
合計	件/年	1	1	1

①-2) 地域の相談支援事業者の人材育成の支援

		令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
合計	件/年	1	1	1

①-3) 地域の相談機関との連携強化の取り組み

		令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
合計	回/年	4	4	4

①-4) 障がい者相談支援事業

		令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
障がい者相談支援事業	か所	5	5	5

①-5) 基幹相談支援センター

		令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
基幹相談支援センター	有無	有	有	有

①-6) 基幹相談支援センター等機能強化事業

		令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
基幹相談支援 センター等 機能強化事業	有無	有	有	有

①-7) 住宅入居等支援事業

		令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
住宅入居等 支援事業	有無	無	無	無

【見込量確保のための方策】

基幹相談支援センターを拠点とした障がいの種別を問わない、総合的な相談業務に関する支援を実施し、障がいのある人及びその家族が住み慣れた地域で安心して生活できる支援体制を構築します。

② 理解促進研修・啓発事業

		令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
理解促進研修 ・啓発事業	有無	無	無	無

【見込量確保のための方策】

障がいのある人等の理解に向けて、イベントの関係や研修・啓発活動等について実施の検討をしていきます。

③ 自発的活動支援事業

		令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
自発的活動 支援事業	有無	無	無	無

【見込量確保のための方策】

障がいのある人をはじめ、その家族、地域住民等による自発的な取組みの支援を実施していきます。

④ 成年後見制度利用支援事業

		令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
成年後見制度 利用支援事業	人/年	1	1	1

【見込量確保のための方策】

障がいのある人の必要な支援として、権利擁護の取組みの推進に努めます。

⑤ 成年後見制度法人後見支援制度

		令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
成年後見制度 法人後見 支援制度	有無	無	無	無

【見込量確保のための方策】

今後の状況に応じて実施等の検討をしていきます。

⑥ 意思疎通支援事業

		令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
手話通訳者 派遣事業	件/年	21	21	21
	時間/年	60	60	60
要約筆記者 派遣事業	件/年	0	0	0
	時間/年	0	0	0
養成研修人数	人/年	0	0	0
手話奉仕員養成 研修事業	人/年	8	8	8

【見込量確保のための方策】

聴覚、視覚等に障がいのある人の意思疎通の円滑化を図るため、手話通訳者派遣事業を引き続き実施します。また、手話通訳者のスキルアップ研修を実施し、能力向上に努めます。

⑦ 日常生活用具給付等事業

		令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
介護・訓練 支援用具	件/年	1	1	1
自立生活 支援用具	件/年	4	4	4
在宅療養等 支援用具	件/年	2	2	2
情報・意思 疎通支援用具	件/年	1	1	1
排泄管理 支援用具	件/年	430	430	430
居宅生活動作 補助用具	件/年	1	1	1

【見込量確保のための方策】

用具に関する製品情報、福祉、医療関連製品等の情報提供を図り、サービスが必要な人への事業の周知に努めます。

⑧ 移動支援事業

		令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
身体障がい者	人/年	13	13	13
	時間/年	900	900	900
知的障がい者	人/年	26	28	30
	時間/年	2,080	2,080	2,080
精神障がい者	人/年	11	12	13
	時間/年	1,540	1,540	1,540
障がい児	人/年	5	5	5
	時間/年	550	550	550
合計	人/年	55	58	61
	時間/年	5,070	5,070	5,070

【見込量確保のための方策】

障がいのある人の余暇活動支援として重要な役割を果たしていることから、事業の周知に努めるとともに、障がいの特性を理解したヘルパーの確保及びその質の向上を図るよう事業者へ働きかけます。

⑨ 地域活動支援センター事業

		令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
地域活動支援	か所	1	1	1
センター事業	人/年	4	4	4

【見込量確保のための方策】

障がいのある人が地域で安心した生活ができるよう、支援の充実及び事業の周知に努めます。

⑩ 日中一時支援事業

		令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
日中一時支援事業	人/年	7	7	7

【見込量確保のための方策】

障がいのある人の日中における活動の場を確保するとともに、家族のレスパイトケアを目的とした支援を行えるよう、利用者のニーズや利便性に配慮した事業の実施に努めます。

⑪ 訪問入浴サービス

		令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
訪問入浴サービス	人/年	1	1	1

【見込量確保のための方策】

訪問により、居宅において入浴サービスを提供し、障がいのある人の身体の清潔保持、心身機能の維持等を図り、利用者のニーズや利便性に配慮した事業の実施に努めます。

⑫ 社会参加支援

		令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
社会参加支援	件/年	110	120	130

【見込量確保のための方策】

障がい者ふれあいスポーツ大会等のレクリエーション活動を通じて、障がいのある人の交流を図ることや、社会参加を推進します。

(9) 障がい福祉サービスの質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

① 障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用

		令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
合計	人/年	1	1	1

【見込量確保のための方策】

大阪府の実施する障がい福祉サービス等に係る研修に担当職員が年に1回以上参加し、質の向上に努めます。

② 障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

		令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
体制	有無	有	有	有
実施回数	回/年	1	1	1

【見込量確保のための方策】

障がい者自立支援審査支払等システムでエラーの多い項目等について、大阪府と連携し、共有を図るとともに、不正請求等の未然防止や発見のため、連携体制の構築に努めます。

(10) 指導監査結果の関係市町村との共有

① 指導監査結果の関係市町村との共有

		令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
指導監査結果の関係市町村との共有の実施回数		1	1	1

【見込量確保のための方策】

障がい福祉サービス事業所及び障がい児通所支援事業所の指定事務を行う広域福祉課と協力・連携し指導監査を実施し、その結果共有に努めます。

第5章 第2期障がい児福祉計画

本章においては障がい児福祉計画として、国の基本指針及び大阪府の基本的な考え方に基づき、成果目標及び成果指標(見込量)を設定しています。

1. 成果目標

■ 障がい児支援の提供体制の整備等

(1) 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

① 児童発達支援センターの設置

国の基本指針	大阪府の基本的な考え方	本町の目標
令和5(2023)年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。	国の基本指針に沿った目標設定とする。	本町では南河内南圏域で1か所設置済です。今後もニーズ量を見極めながら、実施体制の充実に努めます。

② 保育所等訪問支援を利用できる体制を構築

国の基本指針	大阪府の基本的な考え方	本町の目標
令和5(2023)年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。	国の基本指針に沿った目標設定とする。	本町では設置済みの児童発達支援センターにおいて、保育所等訪問支援も実施しています。今後もニーズ量を見極めながら、実施体制の充実に努めます。

(2) 医療的ニーズへの対応

① 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所の確保

国の基本指針	大阪府の基本的な考え方	本町の目標
令和 5 (2023) 年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも 1 カ所以上確保することを基本とする。なお、市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。	・ 令和 5 (2023) 年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも 1 カ所以上設置する。なお、大阪府では府内の重症心身障がい児数約 2,400 人を児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の平均的な登録児童数で除した箇所数を参考にして、目標を設定する。	令和 5 (2023) 年度末までに、圏域で設置します。

② 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

国の基本指針	大阪府の基本的な考え方	本町の目標
令和 5 (2023) 年度末までに、各都府県、各圏域及び市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置すること。	・ 令和 5 (2023) 年度末までに、医療依存度の高い重症心身障がい児等に関する関係機関の協議の場を設置する。 ・ 医療的ケア児等コーディネーターについて少なくとも、福祉関係 1 名、医療関係 1 名を基本に地域の実情に応じて市町村に配置する。また府の協議の場にも、市町村支援につながるよう少なくとも 1 名を配置する。	自立支援協議会を活用し、令和 5 (2023) 年度末までに、協議の場を設置します。また、関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置を含め、体制の充実を図ります。

2. 成果指標(見込量)

① 児童発達支援

		令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
児童発達支援	人/月	17	17	17
	人日/月	170	170	170

② 医療型児童発達支援

		令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
医療型児童 発達支援	人/月	0	0	0
	人日/月	0	0	0

③ 放課後等デイサービス

		令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
放課後等 デイサービス	人/月	42	42	42
	人日/月	420	420	420

④ 保育所等訪問支援

		令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
保育所等 訪問支援	人/月	12	12	12
	回/月	36	36	36

⑤ 居宅訪問型児童発達支援

		令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
居宅訪問型 児童発達支援	人/月	0	0	0
	回/月	0	0	0

⑥ 障がい児相談支援

		令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
障がい児 相談支援	人/月	6	7	8

⑦ 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

		令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
医療ケア コーディネーター 配置	人/月	1	1	1

【見込量確保のための方策】

必要なサービスを地域で利用できるよう、サービス提供事業者に対し、制度やニーズの周知を行い、参入を働きかけます。

■参考：「第2期河南町子ども・子育て支援事業計画」の確保方策(提供量)

障がいの有無にかかわらず、児童が共に成長できるよう、地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進するため、障がいのある児童に係る子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握及びその提供体制の整備に努める必要があります。そのため、「障がい児福祉計画」は、幼児教育・保育や子育て支援サービス等について定める「子ども・子育て支援事業計画」との調和を保ちつつ、子育て支援施策との緊密な連携を図ることが求められています。「河南町子ども・子育て支援事業計画」と調和を保ち、子育て支援施策と緊密に連携を図りながら進めていきます。「河南町子ども・子育て支援事業計画」に示されている教育・保育施設及び子ども・子育て支援事業の提供体制について掲載します。

《子ども・子育て支援等の利用ニーズ》

	令和3(2021) 年度	令和4(2022) 年度	令和5(2023) 年度
障がい児数	65人	70人	75人

(1) 幼稚園・保育園・認定こども園

① 教育(幼稚園・認定こども園)

	令和3(2021) 年度	令和4(2022) 年度	令和5(2023) 年度
認定こども園	95人	95人	95人
確認を受けない幼稚園	40人	40人	40人
合計	135人	135人	135人

② 保育(保育園・認定こども園)

	令和3(2021) 年度	令和4(2022) 年度	令和5(2023) 年度
3歳以上	185人	185人	185人
1・2歳	84人	84人	84人
0歳	27人	27人	27人
合計	296人	296人	296人

(2) 地域子ども・子育て支援事業

		令和3(2021) 年度	令和4(2022) 年度	令和5(2023) 年度
利用者支援事業	基本型・特定型	基本型1か所	基本型1か所	基本型1か所
	母子保健型	1か所	1か所	1か所
地域子育て支援拠点事業		1か所	1か所	1か所
		10,595人回	10,118人回	9,862人回
妊婦健康診査		1,008人回	980人回	952人回
産婦健康診査		144人回	140人回	136人回
乳幼児家庭全戸訪問事業 (こんには赤ちゃん事業)		72人	70人	68人
養育支援訪問事業		25人	25人	25人
子育て短期支援事業 (ショートステイ・トワイライトステイ)		12人日	11人日	11人日
ファミリー・サポート・センター(就学児)		0人日	0人日	0人日
一時預かり事業 (幼稚園型:在園児を対象にした預かり保育)		3,151人	3,039人	3,086人
一時預かり事業 (地域子育て拠点等における一時預かり保育)		1,187人日	1,134人日	1,117人日
延長保育(時間外保育)事業		86人	83人	82人
病児保育事業		2か所	2か所	2か所
		28人回	27人回	27人回
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ事業)	開設場所数	2か所	2か所	2か所
	1～3年生	114人	114人	114人
	4～6年生	49人	49人	49人
実費徴収にかかわる補足給付を行う事業		15人	15人	15人
多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業		—	—	—
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業		実施	実施	実施

第6章 計画の推進体制・進行管理

1. 計画の推進体制

(1) 庁内における連携強化

計画を着実に進めていくため、庁内関係各課をはじめ、関係機関等を通じて、計画の進捗状況の確認及び推進方法等に対する意見を求めながら、本計画のサービスの見込み量や目標等の達成状況を点検・評価し、施策の効果的な推進に努めます。

(2) 関係機関・団体、近隣市町村等との連携

障がいのある人の地域移行や就労支援等に対応するため、行政だけでなく、町民、各種関係機関や団体、民間企業等と協力して、地域全体で連携しながら、施策の推進に努めます。また、近隣市町村と共同により実施している相談支援事業などについては、今後も広域的な調整も図りながら、連携・協力して事業の推進に努めます。

(3) 国・大阪府との連携

計画推進にあたっては、今後の障がい福祉制度の改正等に対応できるよう、適時、国・大阪府と連携しながら、障がい者施策の展開に努めます。また、大阪府と連携し、各種研修会や様々な研修事業等も活用しながら、障がいのある人への相談支援に関する専門職員の指導・育成、配置等に努めます。

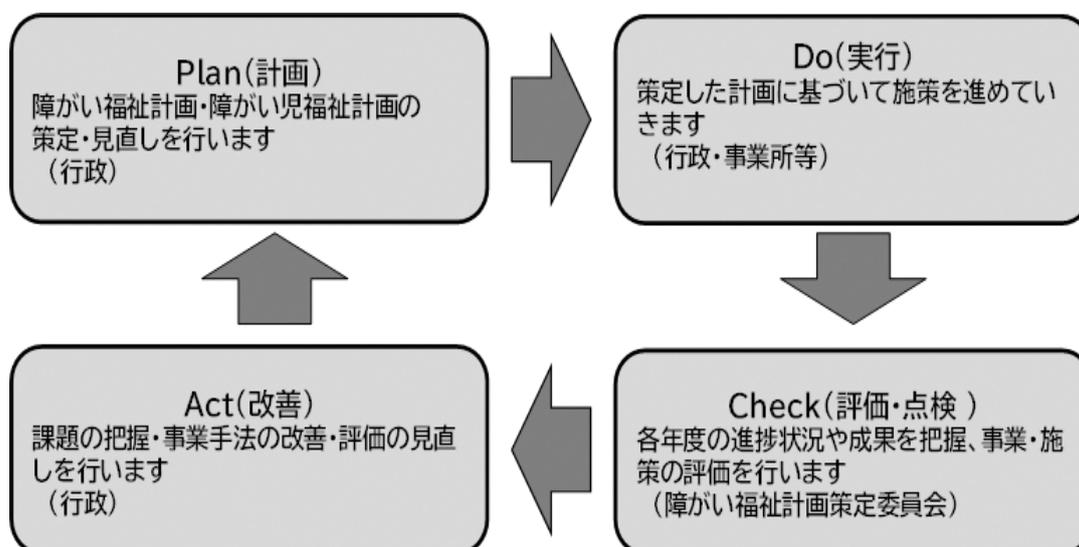
(4) 計画の周知と啓発

計画の内容について、ホームページ等で周知を図るとともに、町民一人ひとりが福祉の担い手であることの意識啓発を行いながら、共生社会の実現を目指して、地域ぐるみでの支え合いを推進します。

2. 進行管理

本計画の推進にあたっては、PDCAサイクルに沿って施策を実施し、進捗状況及び成果目標の達成状況等について点検及び評価を行い、必要に応じて計画を見直し、施策に反映します。

図.PDCAサイクルの仕組み



参考資料

1. 河南町障がい福祉計画策定委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、河南町附属機関設置条例（平成25年河南町条例第1号。以下「附属機関設置条例」という。）第3条の規定に基づき、河南町障がい福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 委員会は、町長の諮問に応じて、附属機関設置条例別表に掲げる当該担当事務の趣旨に基づき、次に掲げる事項について審議し、意見を述べるものとする。

- (1) 障がい福祉計画の策定に関すること。
- (2) 障がい福祉計画の進捗状況に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 福祉・医療・教育関係者
- (3) 障がい者団体等
- (4) その他、町長が必要と認める者

3 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 町長は、委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認める場合又は職務上の義務違反その他反社会的な行為により委員としてふさわしくない行為があると認める場合は、第3項の規定にかかわらず、解嘱することができる。

(会長)

第4条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(報酬)

第7条 委員の報酬及び費用弁償の額は、河南町報酬及び費用弁償条例（昭和32年河南町条例第49号）の定めるところによる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、障がい福祉担当課において行う。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この規則は、平成29年9月1日から施行する。

2. 河南町障がい福祉計画策定委員名簿

順不同・敬称略

◎会長 ○副会長

	区 分	氏 名	所 属
1	障がい者団体	上村 一之	河南町身体障害者協会 会長
2	障がい者団体	坪田 信道	河南町手をつなぐ親の会からの代表
3	福祉関係	大串 隆芳	NPO法人ピープルネット あしべ作業所 施設長
4	福祉関係	満石 和彦	社会福祉法人あすかの会 あすかの園 施設長
5	福祉関係	土井 涼子	地域活動支援センターときわぎ 施設長
6	福祉関係	越前谷 靖衛	社会福祉法人マイウェイ福祉の会 草笛の家 施設長
7	福祉関係	小田 修司	社会福祉法人鳳雛会 どんぐり学園河南校 園長
8	医療・保健機関	宮田 重樹	富田林医師会 会長
9	医療・保健機関	増本 紀子	富田林医師会訪問看護ステーション 管理者
10	社会福祉及び 公共的団体	◎ 浅野 雅美	社会福祉法人河南町社会福祉協議会 会長
11	社会福祉及び 公共的団体	吉岡 賀子	河南町民生委員児童委員協議会 会長
12	関係支援機関	坪倉 浩治	南河内南障害者就業・生活支援センター センター長
13	関係支援機関	中山 崇	社会福祉法人佳松会 科長の郷 管理者 (河南町、太子町及び千早赤阪村障がい者地域自立支援 協議会 会長)
14	関係行政機関	大岡 昇平	南河内広域事務室 広域福祉課長
15	関係行政機関	田中 啓之	河南町子ども・子育て会議事務局
16	学識経験者	○ 本田 和隆	大阪千代田短期大学 准教授
17	町職員	田村 夕香	河南町健康福祉部長

3. 用語集

【あ行】

一般就労

一般企業等で雇用契約に基づいて就業したり、在宅就労したりすること。障がい福祉サービス事業所等で就労する福祉的就労や、本格的な就労に向けた準備や訓練である中間的就労と対比して用いられる。

親亡き後

子どもに障がいのある人のいる家庭において、親子の加齢とともに、家庭内での主たる介護者であった親が子どもの介護を続けることが困難となって生活上の様々な危機を迎えるという状況が社会問題となっている。

【か行】

居宅生活動作補助用具（住宅改修費）

障がい者（児）の居宅生活動作等を円滑にする用具であって、設置に小規模な住宅改修を伴うもの。手すりの取り付け、段差の解消、滑り防止及び移動の円滑化のための床または通路面の材料の変更、引き戸への扉の取り替え、洋式便器への便器の取り替えや、それらに付帯して必要となる住宅改修など。

権利擁護

自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な障がい者等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズ獲得を行うことをいう。

合理的配慮

障がいのある人が日常生活や社会生活で受ける様々な制限をもたらす原因となる社会的障壁を取り除くため、その実施に伴う負担が過重でない場合に、障がいのある人に対し、個別の状況に応じて行われる配慮のこと。

【さ行】

就労移行支援

就労を希望する 65 歳未満の障がい者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれるものにつき、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、

就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援を行う。

成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分になった本人に代わり、家庭裁判所が選任した後見人などが財産管理や身上監護を行い、本人が安心して生活できるよう保護支援する制度。法定後見人制度と任意後見人制度がある。

【た行】

地域移行

障がい者支援施設等に入所している方、または精神科病院に入院している障がい者が、地域での生活に移行すること。住居の確保や外出時の支援、障がい福祉サービスの体験的な利用等を通し、地域生活への円滑な移行をめざす。

地域共生社会

障がいの有無や年齢等に関わらず、制度・分野ごとの縦割りや「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会をいう。

地域自立支援協議会

障がい者等が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むために、地域の実情に応じ、中立・公平な立場で適切な相談支援ができる体制の整備を図るとともに、相談支援事業を効果的に実施するため、事業者、雇用、教育、医療等の関連する分野の関係者から組織されたもの。河南町においては、広域的な施策の展開が必要であることから太子町及び千早赤阪村と共同で運営を行っている。

地域包括支援センター

地域で暮らす高齢者に対して継続的かつ包括的に支援できる地域づくり（地域包括ケア）を推進する中核的な役割を果たす機関として設置されている。主な業務内容は、①高齢者とその家族のための身近な相談窓口、②地域の関係機関や支援者の協力体制づくり、③介護予防のためのケアプラン作成、など。

【は行】

発達障がい

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（AD／HD）その他これに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢

において発現するものとして政令で定めるもの。

パブリックコメント

町民の意見を積極的に町政に反映させることにより、町の行政運営における透明性の向上と公正の確保を図るとともに、町民の町政への積極的な参画を促進し、もって町民との協働によるまちづくりを推進することを目的としている。

PDC Aサイクル

事業を継続的に改善する仕組み。計画(Plan)、実施(Do)、点検・評価(Check)、改善(Action)を表し、一貫した流れのものとして捉え、それらを循環させることで、以降の施策・事業の改善に結び付ける手法のこと。

ペアレントメンター

発達障がいのある子どもの子育てを経験し、相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親。同じような障がいのある子どもを持つ親の悩みに共感し、子育ての経験を通して子どもへの関わり方や地域資源等について助言することができる。

河南町第6期障がい福祉計画

・

第2期障がい児福祉計画

令和3(2021)年3月

発行：河南町

編集：河南町健康福祉部高齢障がい福祉課

〒585-8585大阪府南河内郡河南町大字白木1359-6

TEL：0721-93-2500

FAX：0721-93-4691

ホームページ：<http://www.town.kanan.osaka.jp/>